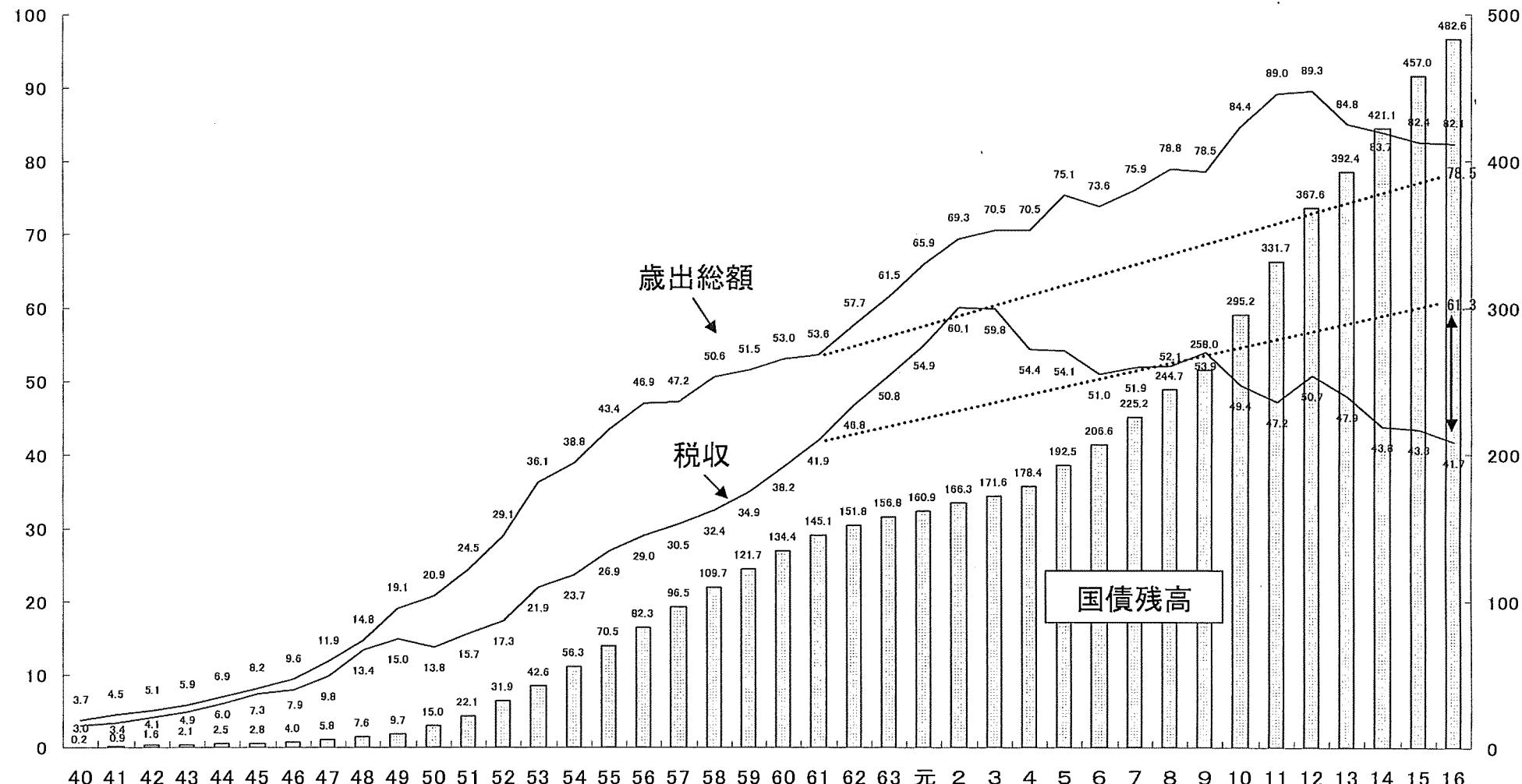


(参考 1)

資料

一般会計における歳入歳出の推移

我が国の財政状況は、バブル崩壊後、景気の低迷による税収の落ち込みや累次の経済対策に伴う財政支出の拡大及び減税措置により、急速に悪化。



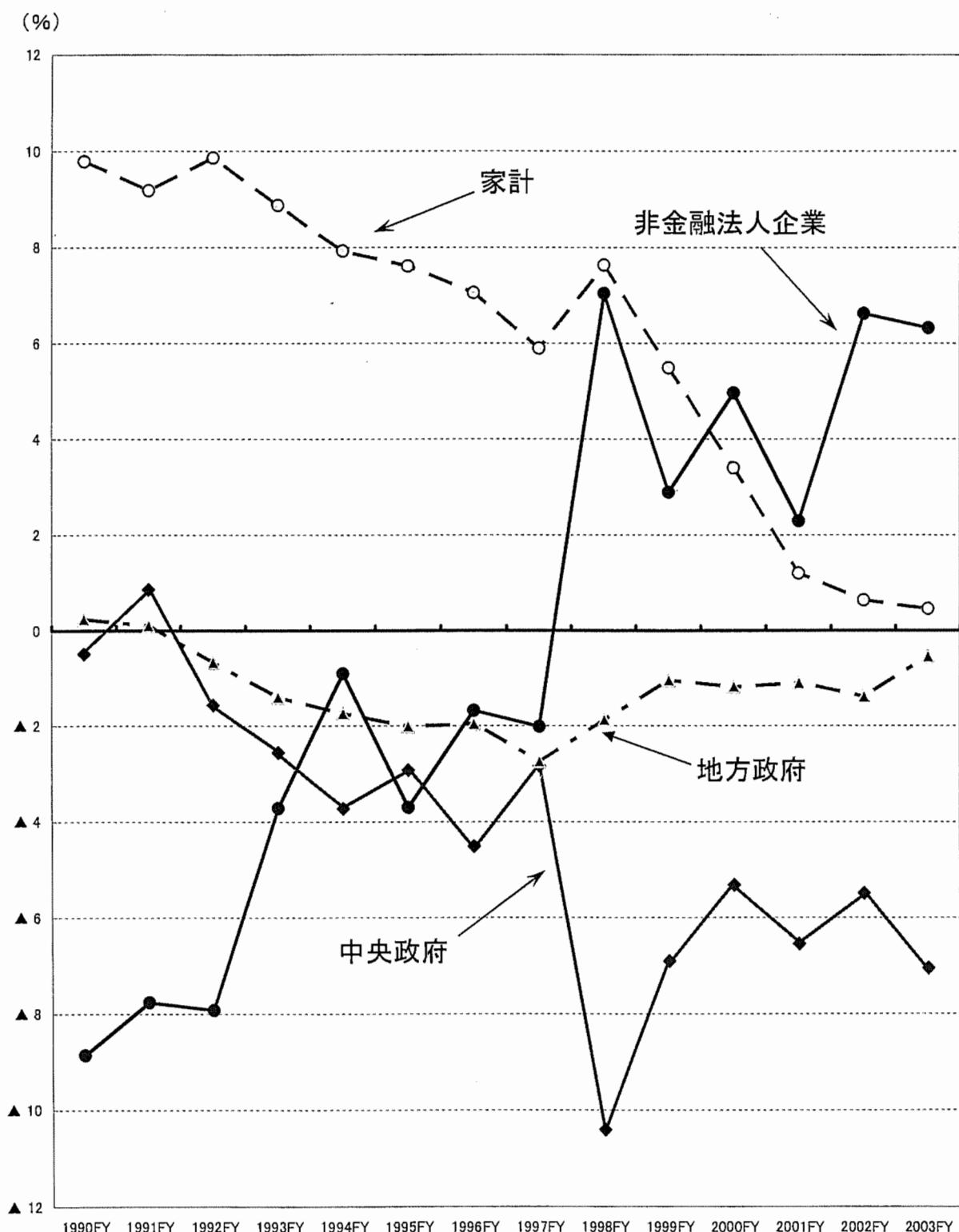
(注1)平成15年度までは決算、16年度は当初予算。

(年度)

(注2)点線は、昭和61年から平成16年までの名目GDPの伸び率により、一般会計歳出及び一般会計税収を伸ばしたもの。

資金の流れの変化

現状では、大きな財政赤字を抱える政府部門が国内の資金を吸い上げている。

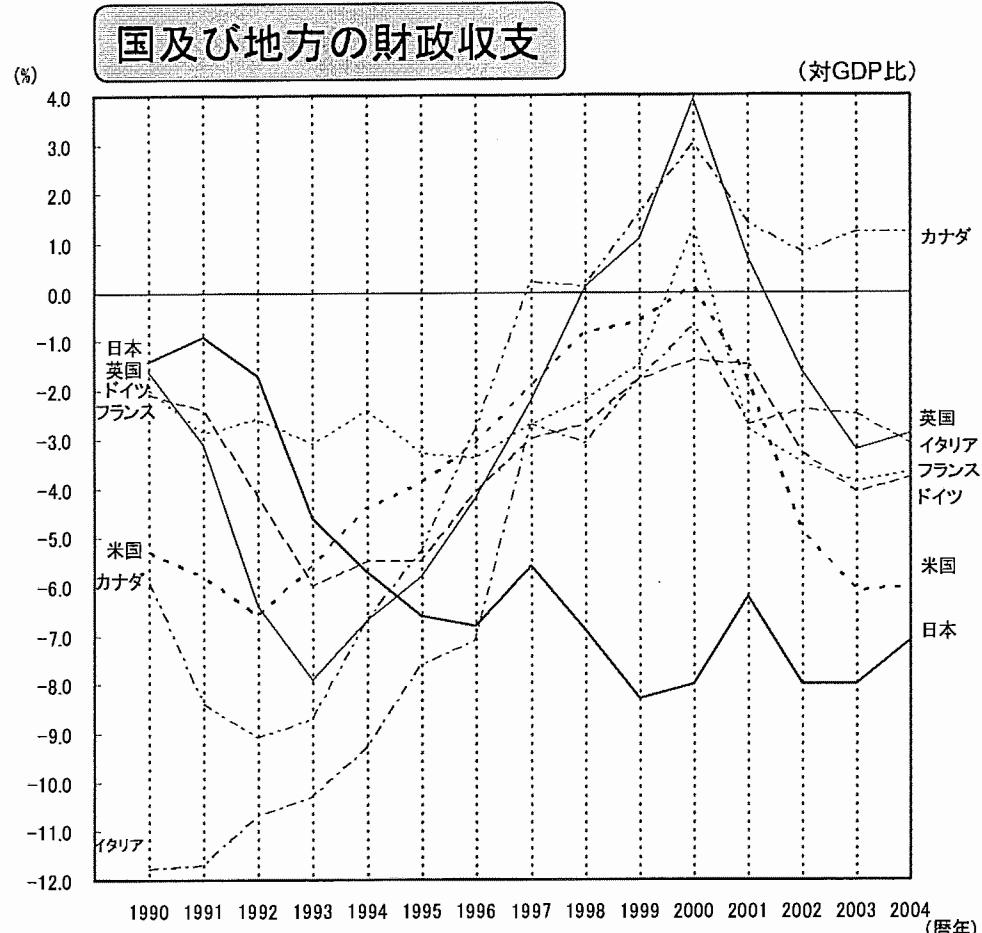


(注)上記部門の他、金融機関、社会保障基金、海外等の部門がある。

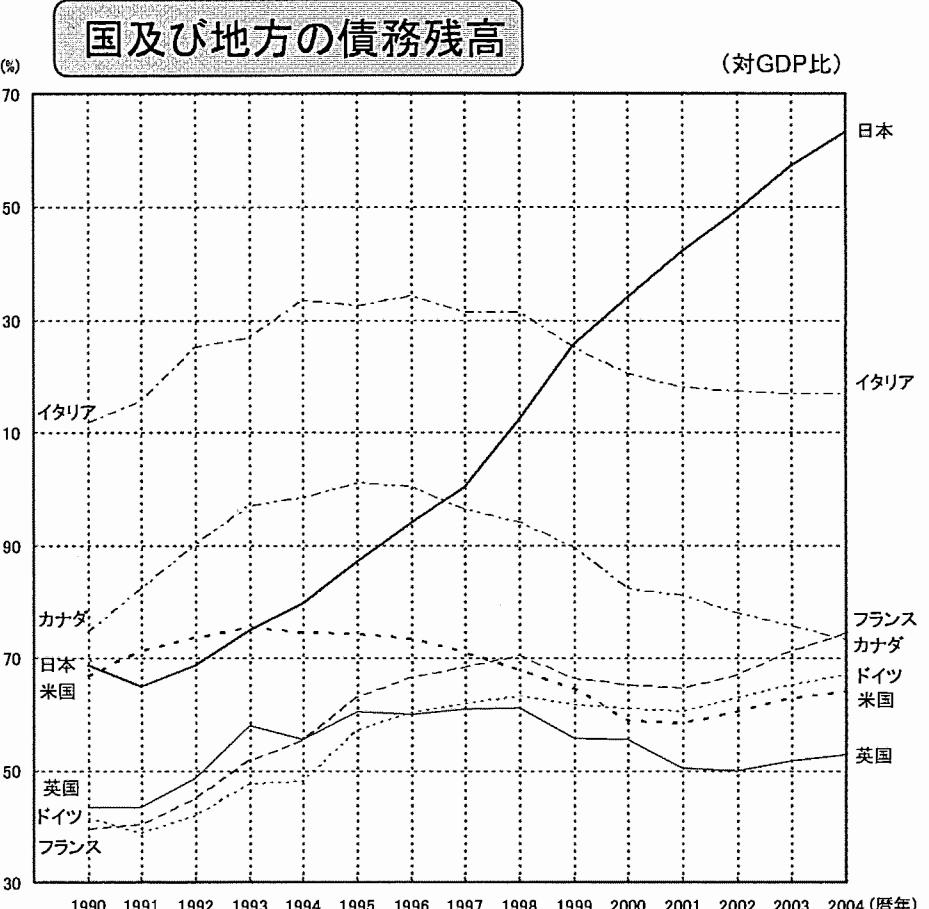
(資料)日本銀行「資金循環統計」、内閣府「国民経済計算」

国及び地方の財政収支・債務残高の国際比較

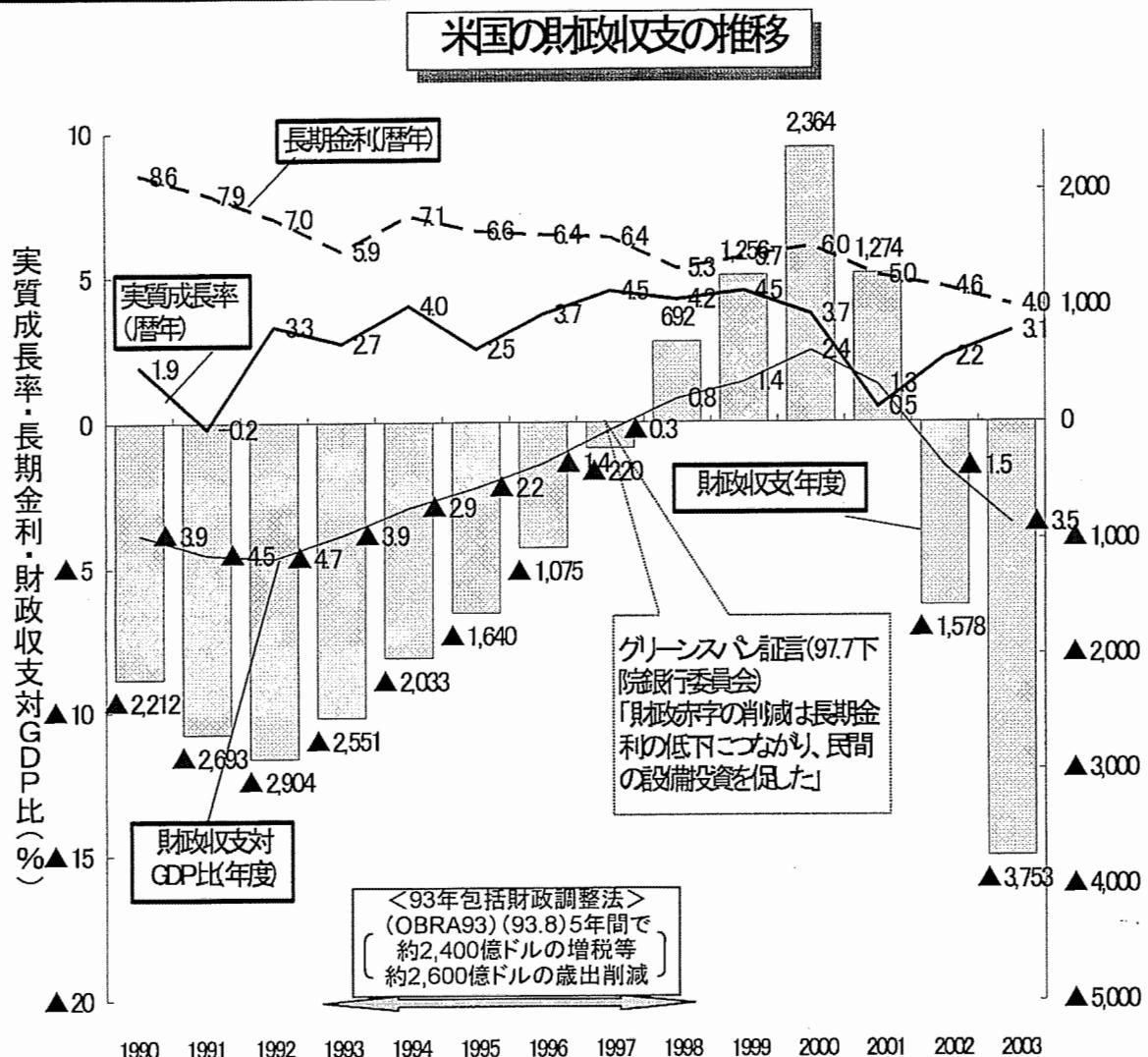
90年代初頭の財政悪化を受けて、主要先進国はその後財政健全化に着実に取り組んだ。その中でも、イタリア・カナダは社会保障制度改革等によりとりわけ大幅な財政健全化を達成した。



(出典)OECDエコノミック・アウトルック(2004年)。計数はSNAベース、一般政府。ただし、「国及び地方の財政収支」に関しては、修正積立方式の年金制度を有する日本及び米国は実質的に将来の債務と考えられる社会保障基金を除いた値。



アメリカにおける財政健全化へ向けた取組み



(出典) 2005年度大統領予算教書(2004年2月行政管理予算局(CMB)発表)

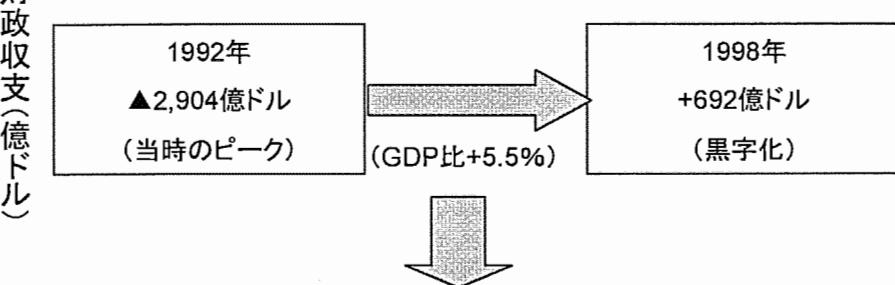
2003年大統領予算報告

長期金利については連邦準備銀行データ。

○1992年度には当時のピークとなる

▲2,904億ドルの財政収支赤字を
計上。

○1990年代には、歳出の抑制や増税
などに積極的に取り組み、好景気も
あいまって、1998年度には財政黒字化
を達成。

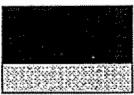
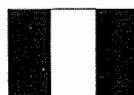


○財政収支改善の要因

- ・歳出削減 約6割(うち国防費約3割)
- ・歳入増 約4割

○この間の財政赤字削減への取組みが長
期金利の低下につながり、民間の設備
投資等を促進させ、安定した経済の拡大
に寄与したといわれている。

これまでの各国の財政健全化へ向けた取組み（主として90年代に実施）

	歳出面での取組み例	歳入面での取組み例
アメリカ 	<ul style="list-style-type: none"> cap(歳出上限の設定)や、pay-as-you-go(財源なくして増額措置等なし)の原則を導入 国防費や社会保障費の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 所得税、法人税、遺産税等の増税 社会保険料の引上げ等
イギリス 	<ul style="list-style-type: none"> 向こう3年間の公共支出の伸率上限の設定や民営化等の推進による歳出抑制 財政規律の強化(公的部門の借入れは投資目的に限定等) 	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値税、個別間接税等の増税
ドイツ 	<ul style="list-style-type: none"> 新規措置は同等の既存措置の削減を条件とする原則の導入 社会保障費の抑制等による歳出抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値税、連帯付加税、環境関連税等の増税
フランス 	<ul style="list-style-type: none"> 歳出伸率を物価上昇率以下に抑制するとの方針の下、国防費、公務員給与等を抑制 社会保障費の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社会税、付加価値税、法人税付加税等の増税
イタリア 	<ul style="list-style-type: none"> 新規歳出要求に当たっての財源確保義務の徹底 社会保障費の抑制や財政再建に伴う利払い費の削減等 	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値税、法人税等の増税 社会保険料の引上げ等 脱税取締強化
カナダ 	<ul style="list-style-type: none"> 優先度の低い施策を削減・廃止し、より優先度の高い施策に財源を振り向ける取組みを徹底 州への連邦交付金制度の見直し、社会保障費の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税等の増税 社会保険料の引上げ等

財政制度等審議会財政制度分科会
歳出合理化部会・財政構造改革部会合同部会資料
(平成 16 年 11 月 8 日 起草検討委員提出資料)

試算の考え方

- 本試算は、高齢化の進展等により社会保障にかかる費用が大きく伸びていくと見込まれる状況を踏まえ、10 年後（2014 年度）の一般会計の姿を一定の前提を置いて機械的に算出したものである。
- 政府は、中長期的な財政運営の指針として、2010 年代初頭に国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）¹を黒字化させるとの目標を掲げている。その中で、国の基礎的財政収支についても改善を図り、将来の黒字化への展望につなげていくことが、我が国財政に対する内外の信認を得る上で、極めて重要である。こうした問題意識から、一般会計に着目した試算を行い、財政構造改革の道筋に関する議論の材料を提供するのが、本試算の趣旨である。
- 試算の方法²は、
 - ・ 経済の前提については、2008 年度までの経済成長率は、「内閣府試算」³で示されている見通し、2009 年度以降は「改革と展望」⁴の見込み（「2006 年度以降、概ね 2%程度あるいはそれ以上」）のうち低位の 2%を用い、
 - ・ 歳出・歳入については、平成 16 年度予算を出発点として CPI 等の一定比率で伸ばすことにより機械的に試算した。これは、現在の財政構造を前提として、何らの改善策を講じずに放置した場合の姿（「ベースライン」）を示すものである。
- 本試算は、財政制度等審議会財政制度分科会における審議の参考として提出するものであり、また、試算の前提や結果は幅を持って理解されるべきものである。

¹ 基礎的財政収支は、「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支を言う。基礎的財政収支が均衡する状態とは、新規の借金が過去の借金の元利払いのみに充てられる状態であり、現在世代の受益に伴う負担を将来世代に先送りしていないことを示す。

² 具体的な試算前提については、5 ページ参照。

³ 平成 16 年 1 月 16 日に経済財政諮問会議に提出。

⁴ 「構造改革と経済財政の中期展望について」（2004 年 1 月 19 日閣議決定）

試算結果の概要

- 試算の結果、ベースラインの 2014 年度時点の財政赤字は 62.9 兆円(2004 年度当初予算ベースは 36.6 兆円)、一般会計の基礎的財政収支の赤字額は 27.8 兆円(同 19.0 兆円)となっている。
- 試算結果の赤字額を前提に、仮に歳出削減のみで 2014 年度に一般会計の基礎的財政収支を均衡させるとすれば、10 年後の歳出規模(国債費を除く)をベースラインに比べて約 3 分の 2 に圧縮する必要がある(84.2 兆円→56.4 兆円)。
- 他方、仮に增收のみで 2014 年度時点における一般会計の基礎的財政収支の均衡を実現する場合、10 年後の歳入(公債金収入を除く)はベースラインに比べて約 5 割増加している必要がある(56.4 兆円→84.2 兆円)。
- 本試算の結果は、着実な経済成長と適切な財政構造改革の必要性をあらためて示している。財政の危機的な状況を克服し、国債への市場の信認を維持しつつ、将来の潜在的国民負担率を極力抑制するために、「改革と展望」の考えに沿った経済・財政運営が求められている⁵。そのため、民需主導の持続的な成長をもたらす構造改革を推進しつつ、今後ともあらゆる歳出について厳しく縮減を図る一方、いかにして歳入が確保されるかについても広く議論していき、歳出・歳入両面からの財政構造改革を着実に進めていくことが必要である。

⁵ 「改革と展望」では、「2006 年度までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況および財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する」、「2007 年度以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うとともに民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010 年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指す」とされている。

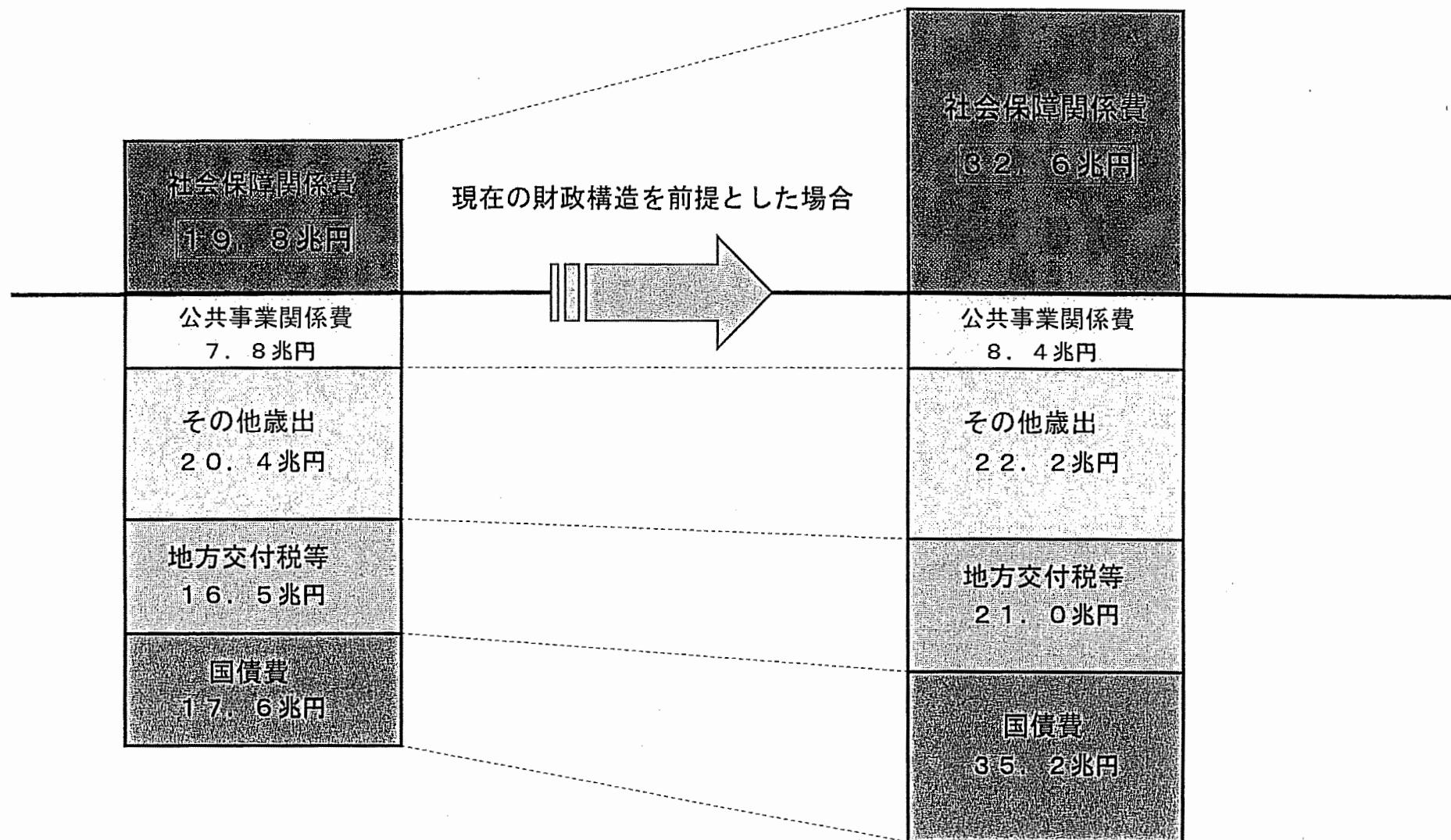
今回の試算における一般会計歳出の姿

2004年度

総額 82.1兆円

2014年度

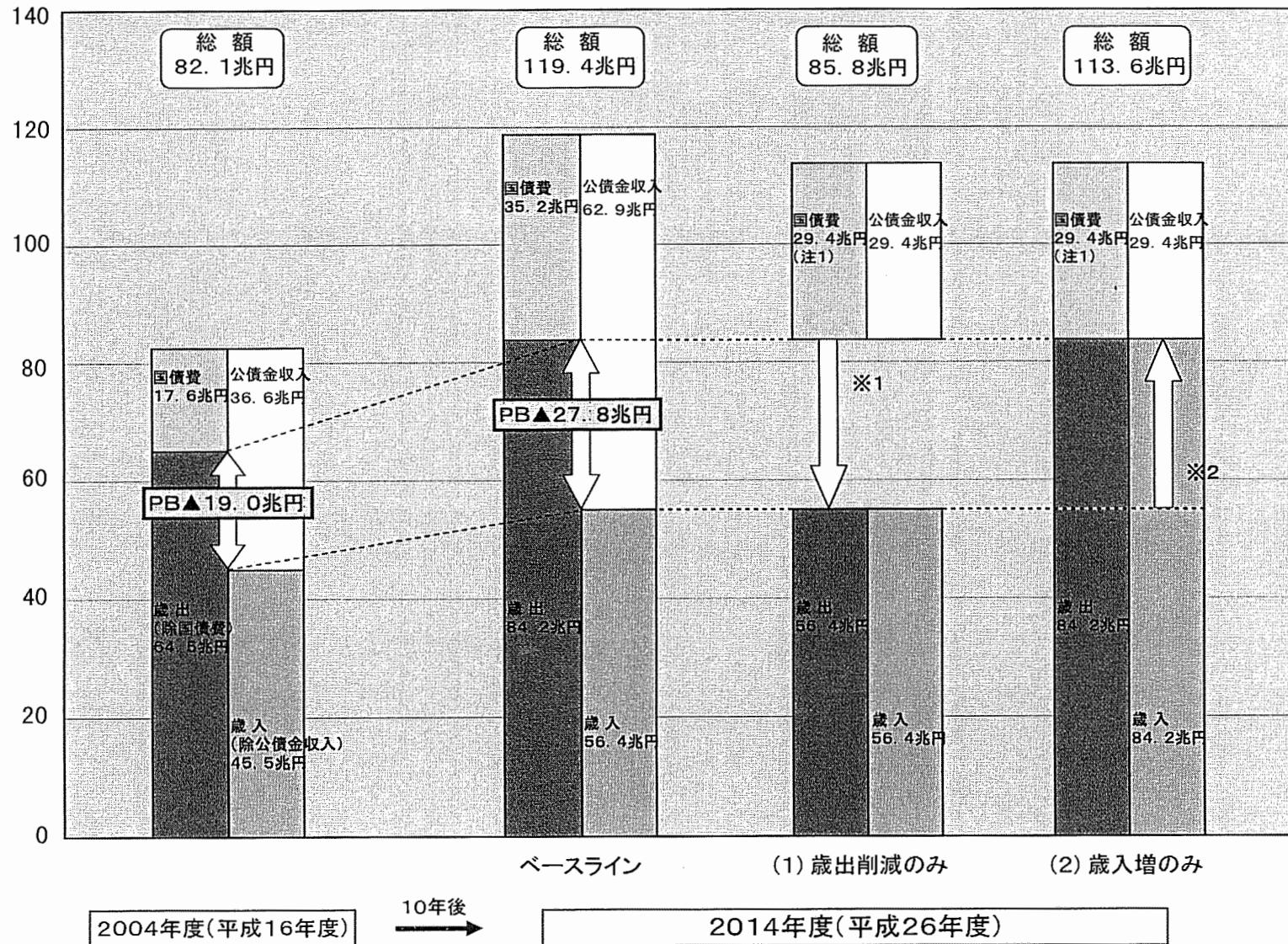
総額 119.4兆円



基礎的財政収支(PB)の均衡化

— (1)歳出削減のみ (2)歳入増のみ —

(兆円)



(注1)毎年均等に歳出削減又は增收したと仮定しているため、毎年、歳出削減分又は增收分だけ新規国債発行額が減ることとなり、2014年度の国債費がベースラインと比べて減額している。

(注2)基礎年金の国庫負担割合を1/2に引き上げるために必要な增收分を含む。

試算の具体的な前提

○ 経済前提

- ・名目経済成長率 : 2008 年度まで内閣府試算、それ以降は「改革と展望－2003 年度改定」を踏まえ 2.0%を横置き
 - ・CPI 上昇率 : 2008 年度まで内閣府試算、それ以降は厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し(平成 16 年 5 月)」(以下「厚労省試算」という。) の伸率*
- (*内閣府試算における 2004～2008 年度平均値等を踏まえ設定された値)
- ・賃金上昇率 : 厚労省試算の伸率
 - ・名目長期金利 : 2008 年度まで内閣府試算、それ以降は厚労省試算を踏まえ 2.7%を横置き

	17 年度 (2005)	18 年度 (2006)	19 年度 (2007)	20 年度 (2008)	21 年度 以降
名目経済成長率	1.4%	2.1%	2.5%	2.9%	2.0%
CPI 上昇率	0.5%	1.2%	1.5%	1.9%	1.0%
賃金上昇率	1.3%	2.0%	2.3%	2.7%	2.1%
名目長期金利	1.5%	1.8%	2.3%	2.8%	2.7%

○ 歳出

- ・社会保障関係費 : 厚労省試算を踏まえ試算した伸率
 - ・公共事業関係費 : 2005 年度は▲ 3 %、それ以降 CPI 上昇率
 - ・その他
- | | |
|-----|--------------|
| 施設費 | : 公共事業関係費と同じ |
| 人件費 | : 賃金上昇率 |
| その他 | |
- 裁量的経費 : 2005 年度は▲ 2 % (除科学技術振興費相当額)、
それ以降 CPI 上昇率
 - 義務的経費 : CPI 上昇率

○ 歳入

- ・税収(注) : 名目成長率 × 弹性値 1.1 (税制改正等の影響を調整)
- ・その他収入 : 主要項目毎に名目成長率等を参考に推計

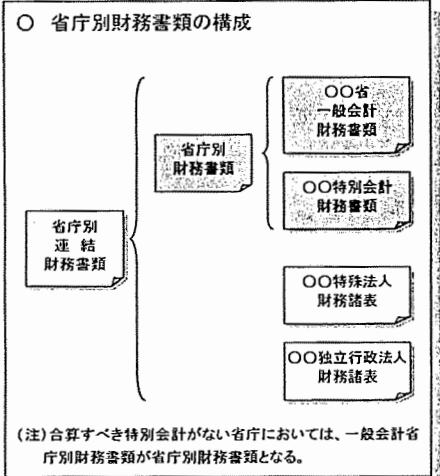
注：基礎年金の国庫負担割合を 1/2 に引き上げるための增收措置については、平成 16 年度税制改正における老齢者控除の廃止及び公的年金等控除の縮減は考慮しているが、それ以外の增收措置については考慮していない。

省庁別財務書類について

○ 作成目的

各省庁の財務状況等に関する説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化、適正化に資する財務情報を提供すること等を目的。

○ 省庁別財務書類の構成



○ 連結財務書類(平成15年度から作成)

- ・連続対象法人
・特殊法人、認可法人及び独立行政法人等
- ・連続基準
・各省庁が所掌している業務と関連する事務、事業を行っている特殊法人等を連結(監督権限及び財政支出の有無により判断)。

○ 体系

貸借対照表

<資産の部>		<負債の部>	
現金預金	xxx	未払金	xxx
有価証券	xxx	借入金	xxx
貸付金	xxx	退職給付引当金	xxx
有形固定資産	xxx	:	:
出資金	xxx		
:			
		負債合計	xxx
		<資産・負債差額の部>	
		資産・負債差額	xxx
資産合計	xxx	負債及び資産・負債差額合計	xxx

会計年度末において各省庁に帰属する資産及び負債の状況を明らかにすることを目的として作成。

業務費用計算書

人件費	xxx
退職給付引当金繰入額	xxx
補助金等	xxx
委託費	xxx
減価償却費	xxx
:	
本年度業務費用合計	xxx

各省庁の業務実施に伴い発生した費用を明らかにすることを目的として作成。

資産・負債差額増減計算書

前年度末資産・負債差額	xxx
本年度業務費用合計	xxx
財源	xxx
:	xxx
無償所管換等	xxx
資産評価差額	xxx
本年度末資産・負債差額	xxx

前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減について、要因別に開示することを目的として作成。

区分別収支計算書

業務収支	xxx
財源	xxx
業務支出	xxx
財務収支	xxx
本年度収支	xxx
本年度末現金預金残高	xxx

各省庁の財政資金の流れを区別別に明らかにすることを目的として作成。

○ 一般会計の所管及び所管の特別会計

所 管	特 別 会 計
皇室費	
国会	
裁判所	
会計検査院	
内閣	
内閣府	交付税及び譲与税配付金特別会計 (交通安全対策特別交付金勘定)
総務省	交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)
法務省	登記特別会計
外務省	
財務省	地震再保険特別会計 特定国有財産整備特別会計 産業投資特別会計 財政投資資金特別会計 外国為替資金特別会計 国債整理基金特別会計 電源開発促進対策特別会計 ^(注1)
文部科学省	
厚生労働省	厚生保険特別会計 船員保険特別会計 国民年金特別会計 労働保険特別会計 国立病院特別会計
農林水産省	国有林野事業特別会計 農業共済再保険特別会計 森林保険特別会計 漁船再保険及造船共済保険特別会計 国営土地改良事業特別会計 食糧管理特別会計 農業経営基盤強化措置特別会計 貿易再保険特別会計 特許特別会計
経済産業省	電源開発促進対策特別会計 ^(注1) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計
国土交通省	自動車損害賠償保障事業特別会計 道路整備特別会計 治水特別会計 港湾整備特別会計 自動車検査登録特別会計 都市開発資金融通特別会計 空港整備特別会計
環境省	

(注1)電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定及び電源多様化勘定については、文部科学省及び経済産業省の所掌事務により各勘定を区分したところで各省庁に合算。

(注2)独立行政法人化等により廃止される特別会計については、作成対象から除外。

○ 公債関連計数の配分(参考情報)の考え方

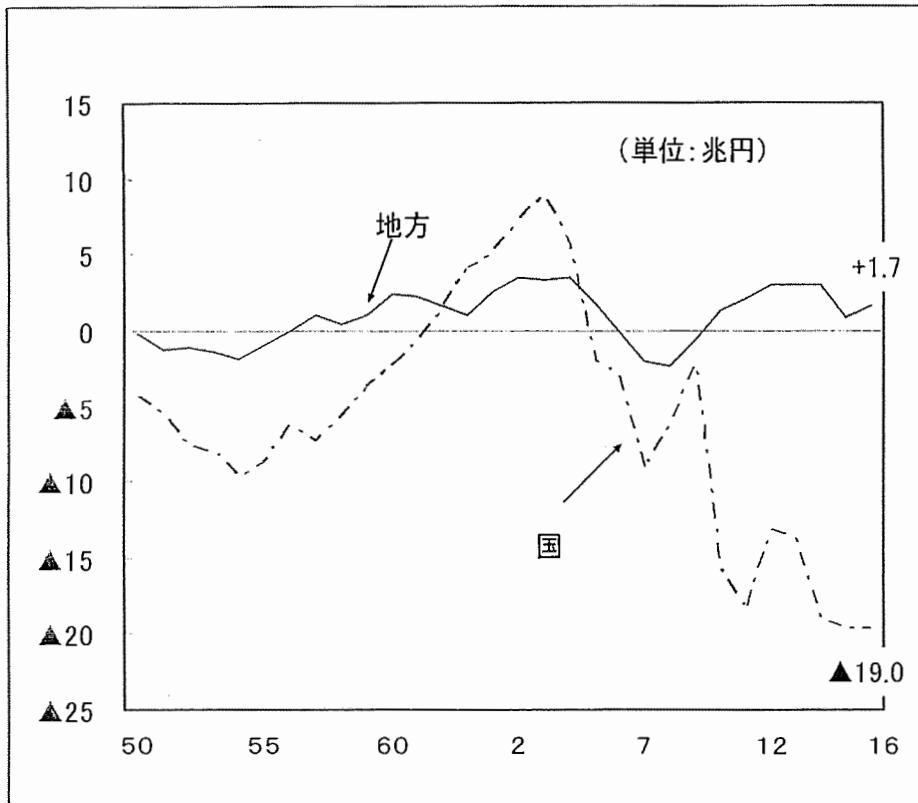
	公 債 残 高		新規発行債		利 払 費	
	建設公債	特例公債	建設公債	特例公債	建設公債	特例公債
ケース1	資産額	歳出決算額 [*] (3年累計)	公債発行 対象経費	歳出決算額 [*]	公債残高 (資産額)	公債残高 (歳出決算額)
ケース2	資産・負債差額				公債残高 (資産・負債差額)	

*歳出決算額は、公債発行対象経費控除後の計数である。

国と地方の財政事情

(1) 基礎的財政収支の推移

国の一般会計は▲19.0兆円の赤字となっている。一方、地方（地財計画）は+1.7兆円の黒字となっている。（平成16年度）

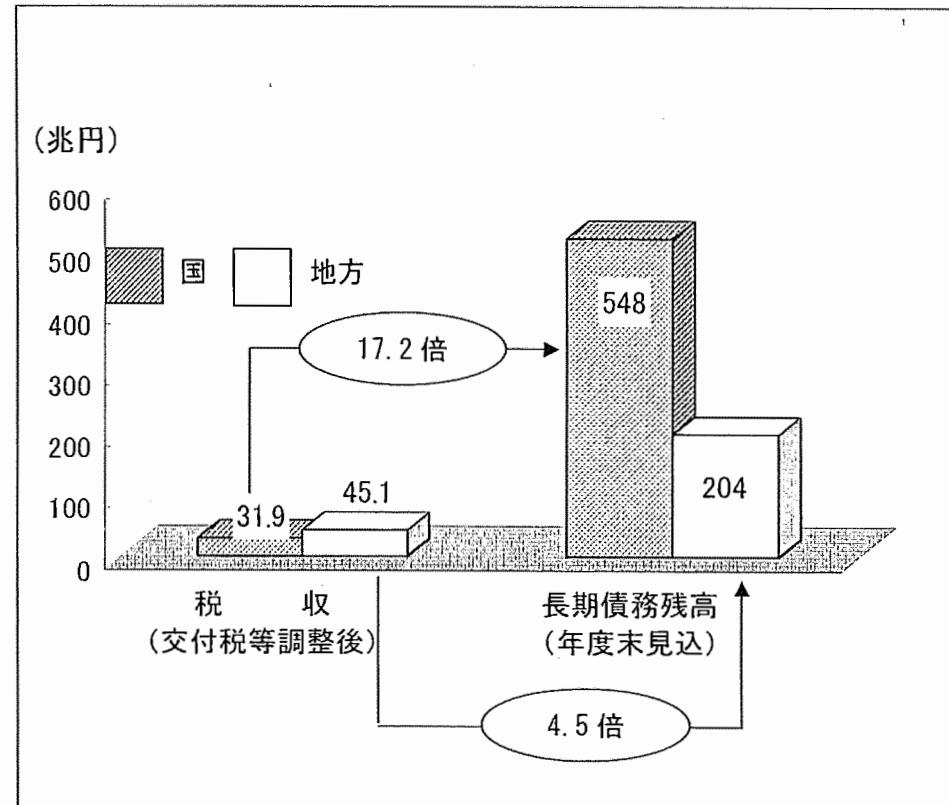


(注)・国：「国債費－公債金収入」（一般会計）

・地方：「(公債費+公営企業繰出金のうち企業債償還費)－地方債」
(地財計画)

(2) 債務残高と税収の比率 (16年度末見込み)

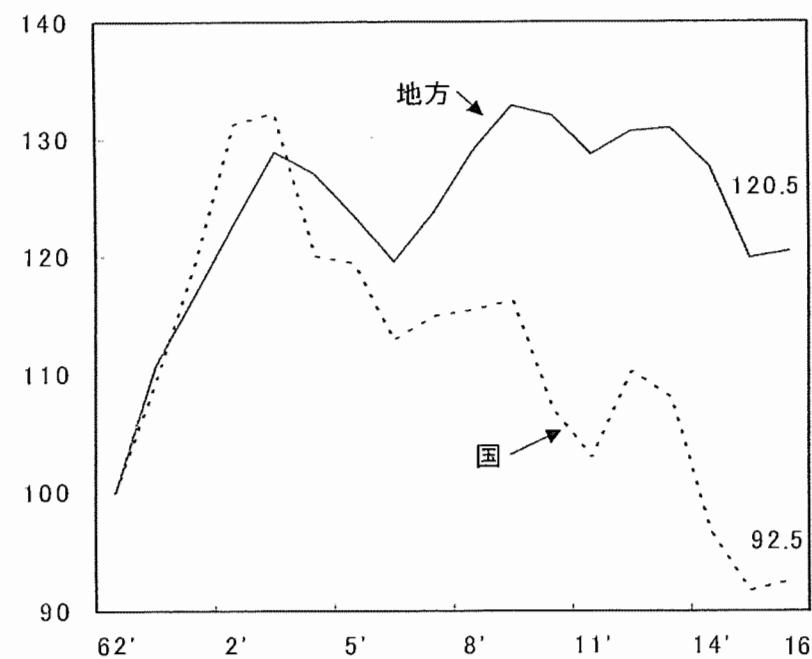
債務償還の究極の財源は税収であることに留意。



(注)「交付税等調整後」：地方交付税等（法定率分等）を国から地方に移転した後の税収

(3) 税収の推移 (62年度=100)

国税収入は、バブル期を経て、昭和の末の約1割減まで低下。これに対して、地方税収入は、バブル期の後も、高い水準で概ね安定している。

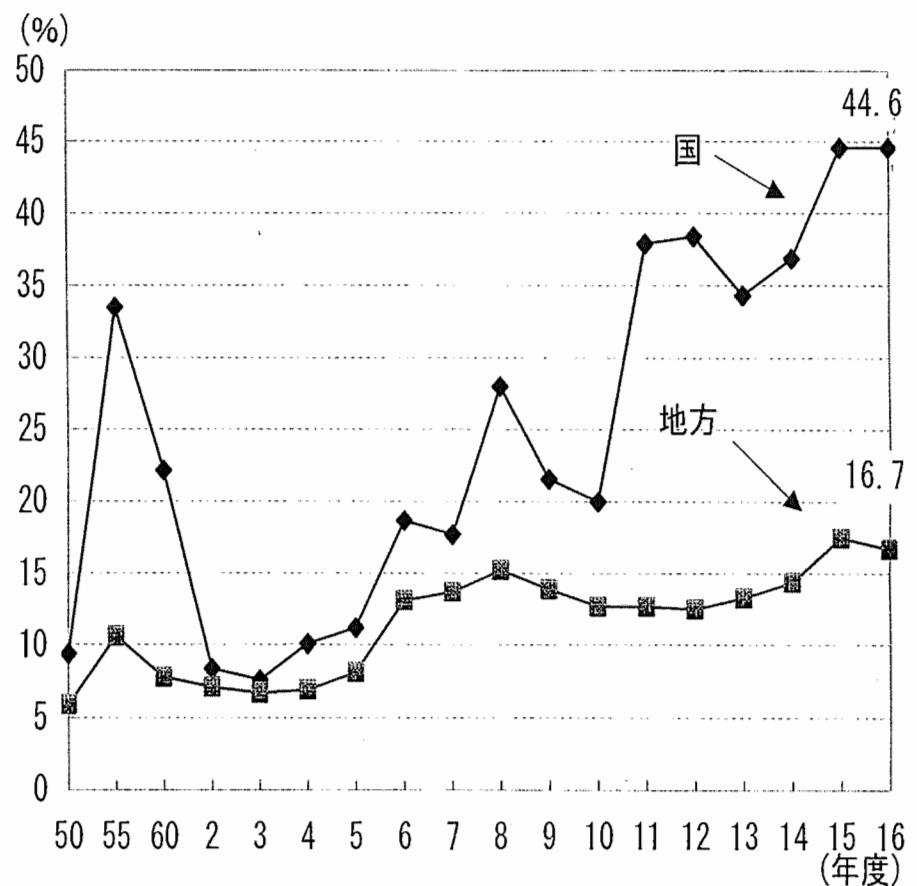


(注1) 国税は特別会計分を含み、平成14年度までは決算額、15年度は補正後予算額、16年度は予算額である。

(注2) 地方税は平成14年度までは決算額、15年度は実績見込額、16年度は見込額である。

(4) 公債依存度の推移

バブル崩壊後、国の公債依存度は、地方に比して急速に悪化している。

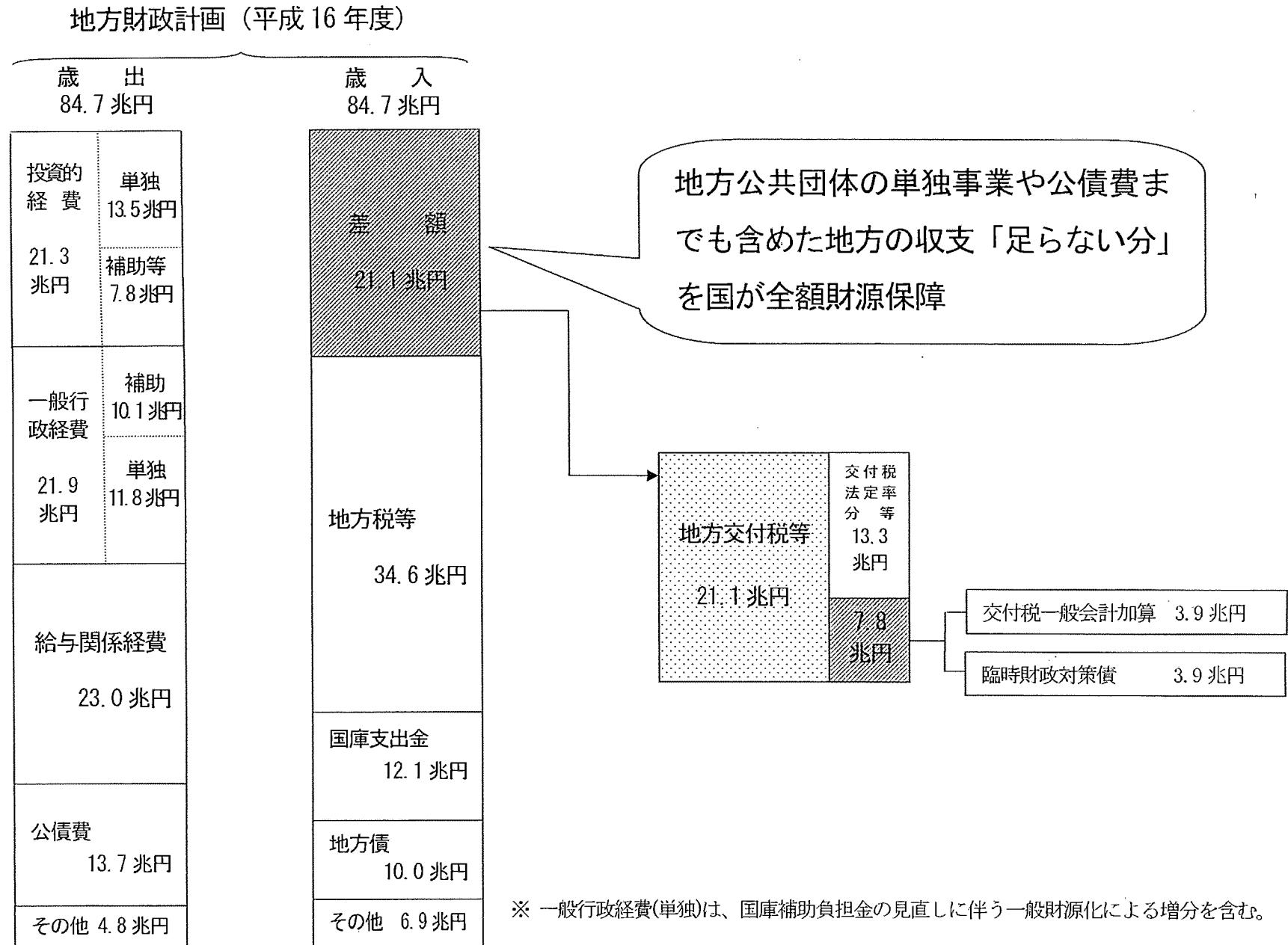


(注)・計数は、国は当初予算、地方は地方財政計画ベースである。

・地方の2~6年度の計数は、特定資金公共事業債及び同繰上償還費を除外したベースである。

マクロ(総体としての地方)についての財源保障(歳入歳出差額補てん)

交付税総額の決定システム=交付税総額は、地方財政計画を通じて決まる



一般財源の人口1人当たり額の状況(14年度)

(単位:円)

財政力指数	都道府県別	一般財源	地方税	地方交付税	地方特例交付金	地方譲与税
1.0以上の団体	東京都	271,749 (189,767)	258,955 (176,972)	-	12,540	254
0.7~1.0 の団体	愛知県	145,671	125,475	18,862	632	701
	神奈川県	122,033	103,477	17,307	944	304
	大阪府	141,505	101,142	39,227	566	570
0.5~0.7 の団体	静岡県	159,204	102,957	54,367	884	995
	千葉県	126,858	80,806	44,479	952	620
	埼玉県	124,310	78,021	44,512	1,041	736
	福岡県	147,415	79,424	66,512	730	750
	茨城県	166,680	90,007	74,740	745	1,186
0.4~0.5 の団体	京都府	163,876	83,152	79,355	716	653
	兵庫県	158,363	78,922	77,798	878	766
	群馬県	182,829	91,946	88,823	771	1,289
	栃木県	189,591	95,084	92,385	719	1,402
	宮城県	178,958	88,321	89,040	684	913
	三重県	200,059	96,017	101,881	691	1,471
	広島県	173,303	81,952	89,377	927	1,047
	滋賀県	192,159	89,423	100,876	516	1,344
	岐阜県	191,128	86,460	102,226	873	1,570
	長野県	209,056	88,090	118,456	830	1,680
	岡山県	196,149	80,626	113,113	831	1,578
	福島県	214,560	87,371	124,886	412	1,891
	石川県	235,018	93,804	138,816	854	1,544
0.3~0.4 の団体	新潟県	225,291	87,042	135,673	659	1,916
	香川県	229,753	86,856	140,607	876	1,415
	山口県	228,177	83,433	142,203	771	1,769
	北海道	227,422	83,965	140,564	711	2,182
	富山県	247,443	89,022	155,530	1,057	1,833
	福井県	296,404	108,737	185,075	589	2,002
	奈良県	189,755	64,499	123,216	972	1,068
	山梨県	269,355	89,509	177,654	688	1,504
	愛媛県	217,504	73,787	141,313	631	1,773
	熊本県	212,024	69,613	140,247	607	1,557
	山形県	255,907	74,309	178,584	764	2,251
0.3未満の 団体	佐賀県	267,131	80,643	184,548	447	1,493
	大分県	251,952	71,970	177,342	654	1,986
	鹿児島県	243,972	67,564	173,999	576	1,833
	徳島県	291,885	87,105	202,248	481	2,051
	岩手県	272,798	74,760	194,923	747	2,367
	青森県	253,823	74,739	176,721	633	1,730
	宮崎県	254,932	67,548	184,745	617	2,022
	和歌山県	257,748	69,696	185,701	679	1,673
	沖縄県	216,444	60,157	155,362	425	500
	秋田県	279,654	70,802	206,036	597	2,218
	長崎県	240,570	61,985	176,649	709	1,228
	鳥取県	328,995	77,157	248,423	817	2,599
	島根県	354,738	77,325	273,738	691	2,983
	高知県	319,487	68,222	247,817	772	2,675
全国平均		191,345 (183,582)	102,987 (95,224)	85,389	1,876	1,093

(注)1 (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金(以下「6交付金」という。)として市町村に交付する額を除いたものである。

(2) 東京都の地方税については、上記6交付金のほかに特別区財政調整交付金を除き、特別区財政調整納付金を加えたものである。なお、()内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記6交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。

2 人口1人当たり額は、平成15年3月31日現在住民基本台帳登載人口で除して得た額である。

平成16年度地方財政計画

(単位：億円、%)

区分	15年度		16年度			
		伸率		増減額	伸率	構成比
地方税	321,725	▲ 6.1	323,231	1,506	0.5	38.2
地方譲与税	6,939	11.2	11,452	4,513	65.0	1.4
地方特例交付金	10,062	11.4	11,048	986	9.8	1.3
地方交付税	180,693	▲ 7.5	168,861	▲ 11,832	▲ 6.5	19.9
国庫支出金	122,600	▲ 3.6	121,238	▲ 1,362	▲ 1.1	14.3
地方債 (うち臨時財政対策債)	150,718 58,696	19.2 81.9	141,448 41,905	▲ 9,270 ▲ 16,791	▲ 6.2 ▲ 28.6	16.7 4.9
使用料・手数料	16,386	1.3	16,420	34	0.2	1.9
雑収入	52,984	0.9	52,971	▲ 13	▲ 0.0	6.3
歳入計	862,107	▲ 1.5	846,669	▲ 15,438	▲ 1.8	100.0
給与関係経費	234,383	▲ 1.1	229,990	▲ 4,393	▲ 1.9	27.2
一般行政経費	210,263	1.1	218,833	8,570	4.1	25.8
補助	98,414	2.7	101,183	2,769	2.8	11.9
単独	111,849	▲ 0.3	111,475	▲ 374	▲ 0.3	13.2
単独(一般財源化分)	-	-	6,175	6,175	皆増	0.7
公債費	137,673	2.5	136,779	▲ 894	▲ 0.6	16.2
維持補修費	10,068	▲ 0.6	9,987	▲ 81	▲ 0.8	1.2
投資的経費	232,868	▲ 5.3	213,283	▲ 19,585	▲ 8.4	25.2
直轄・補助	84,068	▲ 5.0	78,583	▲ 5,485	▲ 6.5	9.3
単独	148,800	▲ 5.5	134,700	▲ 14,100	▲ 9.5	15.9
公営企業繰出金	32,052	▲ 0.4	30,797	▲ 1,255	▲ 3.9	3.6
企業債償還費	22,433	1.8	21,841	▲ 592	▲ 2.6	2.6
その他の	9,619	▲ 5.2	8,956	▲ 663	▲ 6.9	1.0
水準超経費	4,800	▲ 40.0	7,000	2,200	45.8	0.8
(一般歳出)	697,201	▲ 2.0	681,049	▲ 16,152	▲ 2.3	80.4
歳出計	862,107	▲ 1.5	846,669	▲ 15,438	▲ 1.8	100.0
			・一般財源比率	60.8%	(15' 60.2%)	
			・公債依存度	16.7%	(15' 17.5%)	

- (注) 1. 計数は各々四捨五入している。
 2. 一般歳出は、歳出計から公債費、公営企業繰出金のうち企業債償還費及び水準超経費を控除したものである。
 3. 「臨時財政対策債」には、利払い等に伴う増発分(15' -3,280億円、16' -3,029億円)を含む。

国（交付税）による財源保障が疑問と思われる事業例

～地方単独の経常的経費に関する実態調査の結果より～

(回答自治体数／調査件数 都道府県 12／47 市町村 101／108)

○個人資産等に対する助成（国の歳出では個人資産への助成は認められない）

- 生ごみ処理機購入費用、生垣設置費用、通学用ヘルメット購入費用、チャイルドシート購入費用等
- 住宅の建築・購入（100万円）
- ケーブルテレビ新規加入料（15,000円）
- 人間ドック受診費用、各種健康診断受診料
- 中心街への無料ハイヤーの運行、バス乗車券の購入代金、通勤費用
- ペットの不妊・去勢手術

○レクリエーション関係

- 海外旅行
 - ・地元に定住し他の模範と認められる者に対し、海外旅行費用上限50万円を補助
 - ・海外姉妹都市交流のための旅費・滞在費の公費負担
- 国内旅行の宿泊代（2,500円／人）、航空運賃（片道2,000円）の補助
- 温泉入浴（入浴料、温泉宿宿泊代の補助）
- プール入場料の補助

○結婚仲介関係

- 男女交流会の実施経費の助成
- 結婚を仲介した場合の仲介人に対する報奨金（1組5万円）

○各種給付金

- 出産、入学、卒業、就職、結婚、敬老の祝い金
- 子育て支援手当（第一子月額3,000円）
- 町県民税を納期前に納めた者に対する報奨金

○国・県からの補助の上乗せ

- 生活保護世帯への慰問金（夏・冬支給）
- 乳幼児、重度障害者等を対象とした医療費助成
- 私立学校に対する経常費の上乗せ助成
- 被留置者給食経費の上乗せ助成

○その他

- 企業に対する補助（ISO認証取得・更新経費、ホームページ作成経費）
- 農産物生産施設・資材等の補助、転作奨励金
- 職員互助会への補助、職員OB会への補助

事業を実施する場合には、交付税に頼るのではなく、課税自主権の発揮や（財源保障のない）地方債の発行により、自らの負担と責任によって実施すべきもの。
このような事業については、行政（首長）が住民と向き合って、「行政サービスの水準」と「税負担の水準」を議論して、事業実施の是非を決めていくべきもの。

総務省より提出された経済財政諮問会議資料においても、経常的経費（一般行政経費（単独））に関しては、昨年、一昨年と、抑制の方向が示されている。

～総務省より提出された経済財政諮問会議資料（抜粋）～

平成14年11月20日 片山議員提出資料

III 地方交付税の改革

③ 地方財政計画の歳出の計画的抑制

一般行政経費等の地方単独経費については、平成18年度までの各年度を通じ、現在の水準を上回らないよう抑制

平成15年11月28日 麻生議員提出資料

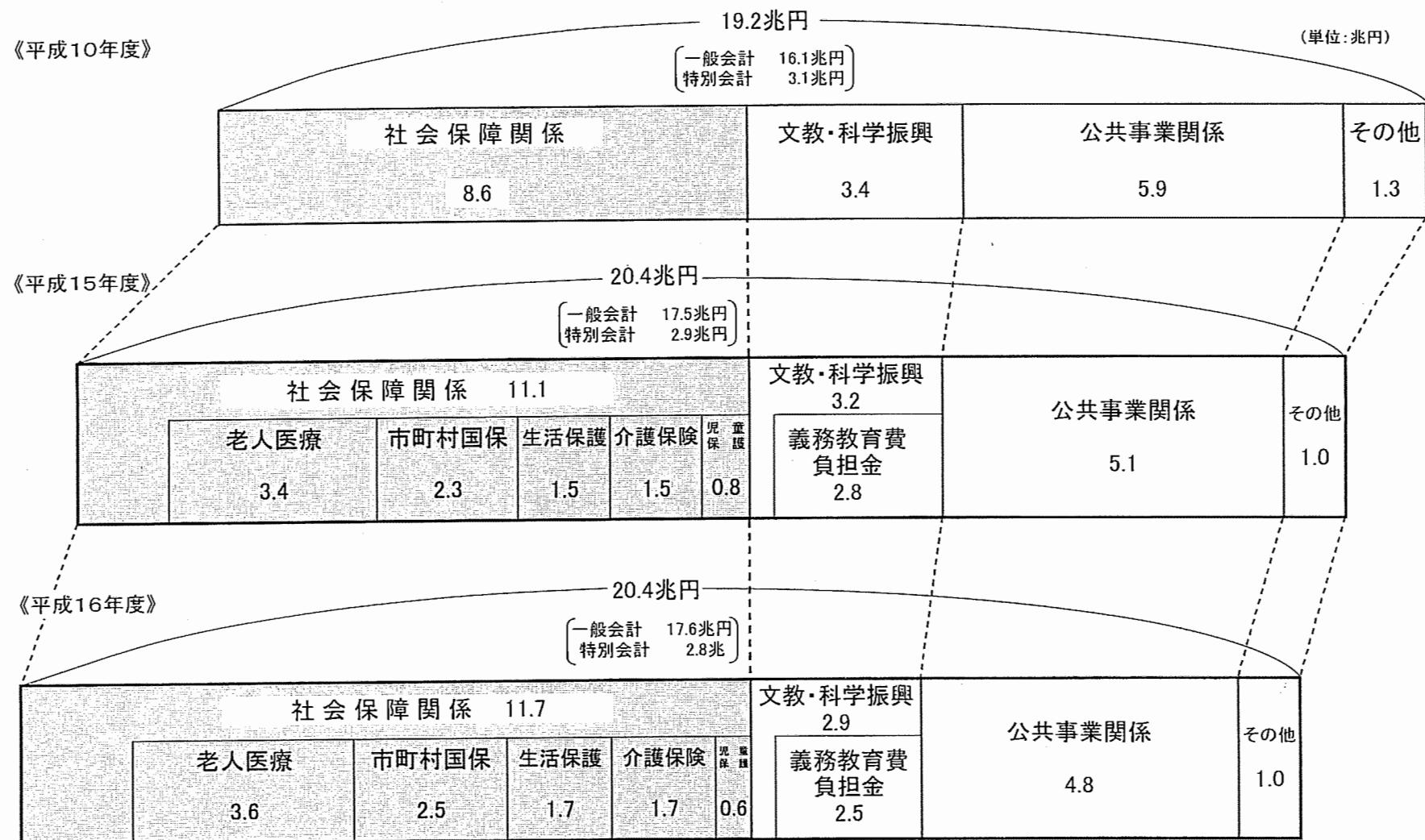
【3 地方交付税の改革】

1 総額抑制の改革

経常的経費（単独）については、市町村合併の促進のための経費、治安維持に要する経費等の増も織り込んだうえで、自助努力による効率的な行財政運営を基本に総額をマイナスに。

⇒ 上記により、地方財政計画の歳出を抑制し、交付税総額を抑制。

地方交付補助金等（一般会計 + 特別会計）



経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004について(抄)

〔平成16年6月4日
閣議決定〕

第1部 「重点強化期間」の主な改革

1. 「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

(3) 地域の真の自立

(三位一体の改革)

- ・「基本方針2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意(平成15年12月)を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。
- ・地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配意する。
- ・全体像には、以下の点に留意しつつ、平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。
- そのため、税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。
- ・国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。
- ・税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行う。あわせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。
- ・地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方団体の効率的な行財政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する。
- ・財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する。
- ・地方の財政状況について、国民への迅速で分かり易い説明に一層配意する。

(以下省略)

三位一体の改革に関する
政府・与党協議会の合意
(平成15年12月)

文部科学省関係

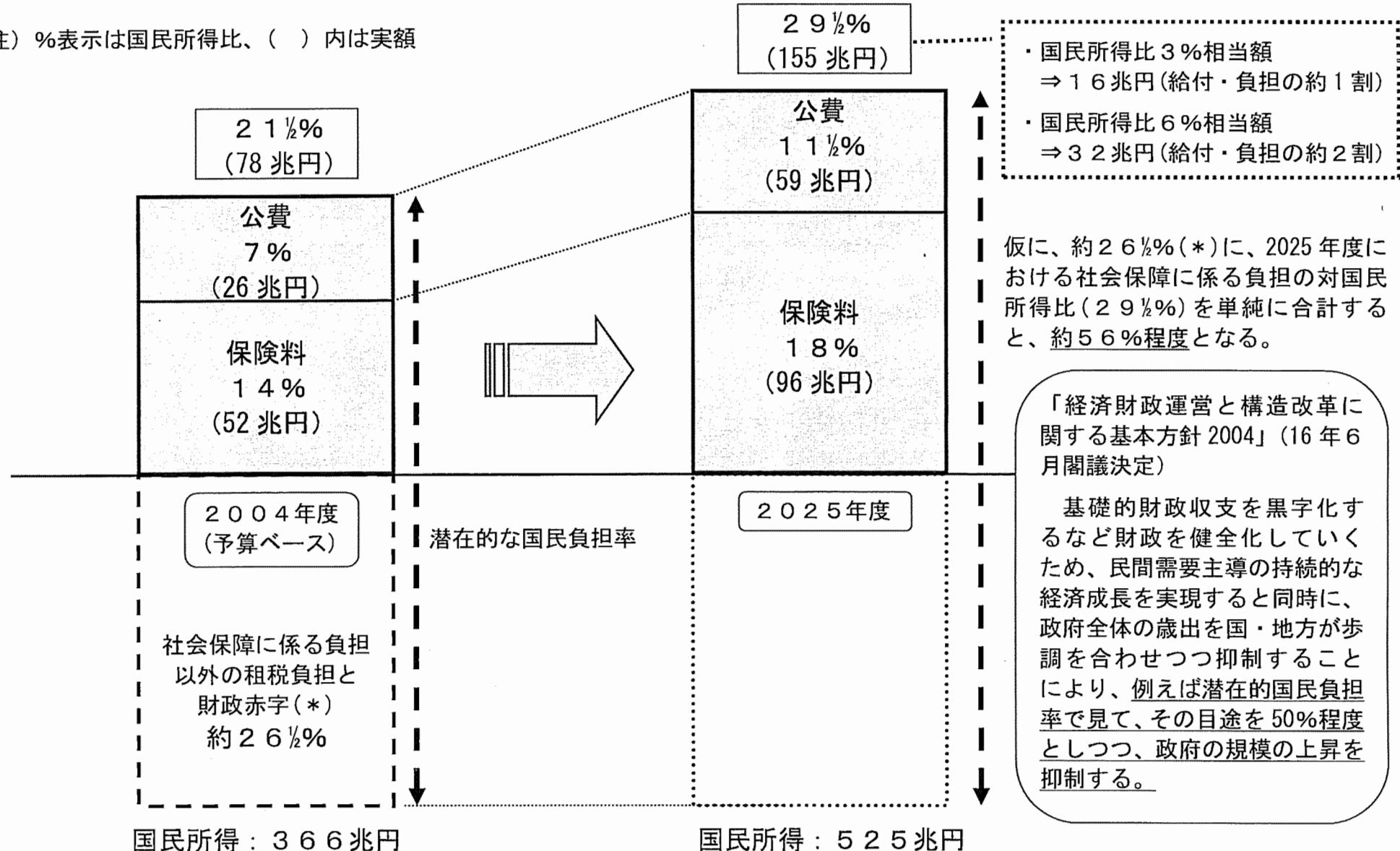
- 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。
- 退職手当等については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、税源移譲予定交付金を設け税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないよう暫定的に財源措置を講じる。なお、税源移譲の時期は国庫負担金全額の一般財源化の検討等も踏まえつつ判断する。
※ 税源移譲予定交付金は、人口等で地方団体に配分する。
- 学校事務職員分に係る取り扱いについては、上記の国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う中で結論を得る。

厚生労働省関係

- 公立保育所に係る児童保護費等負担金を一般財源化する。
※ 公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにはかんがみ一般財源化を図るものであり、民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持って行うものとする。
- 生活保護費負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する。

社会保障の負担等の見通し

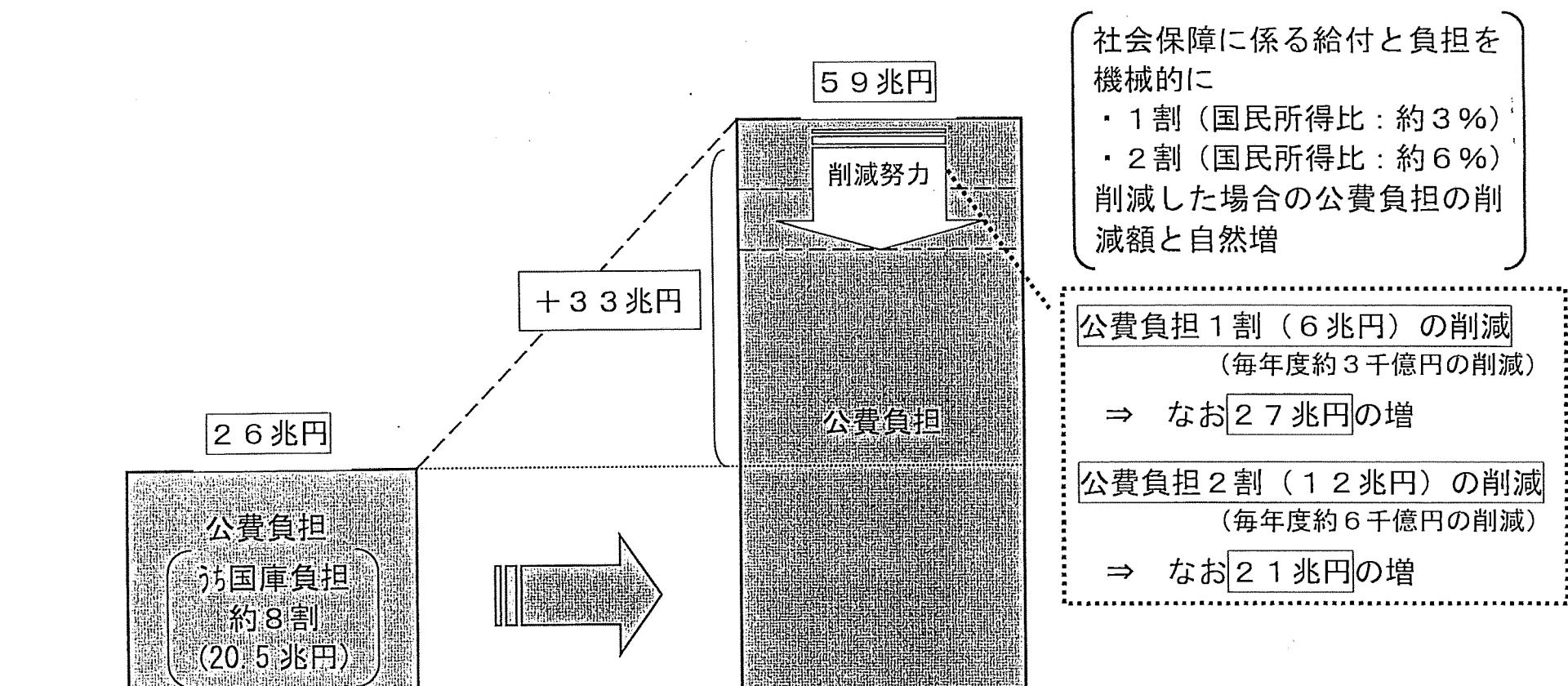
(注) %表示は国民所得比、() 内は実額



(*) 国及び地方の租税負担と財政赤字のうち社会保障以外の支出に係るものとの対国民所得比の近年の水準: 約26%

$$\left. \begin{array}{l} \text{約 } 26\% = \text{租税負担}(23.1\%) + \text{財政赤字}(9.6\%) - \text{社会保障に係る公費負担}(6.4\%) \\ (\text{注: 各比率 } (\%) \text{ は、平成 } 9 \sim 13 \text{ 年度実績値 (対国民所得比) の平均}) \end{array} \right\}$$

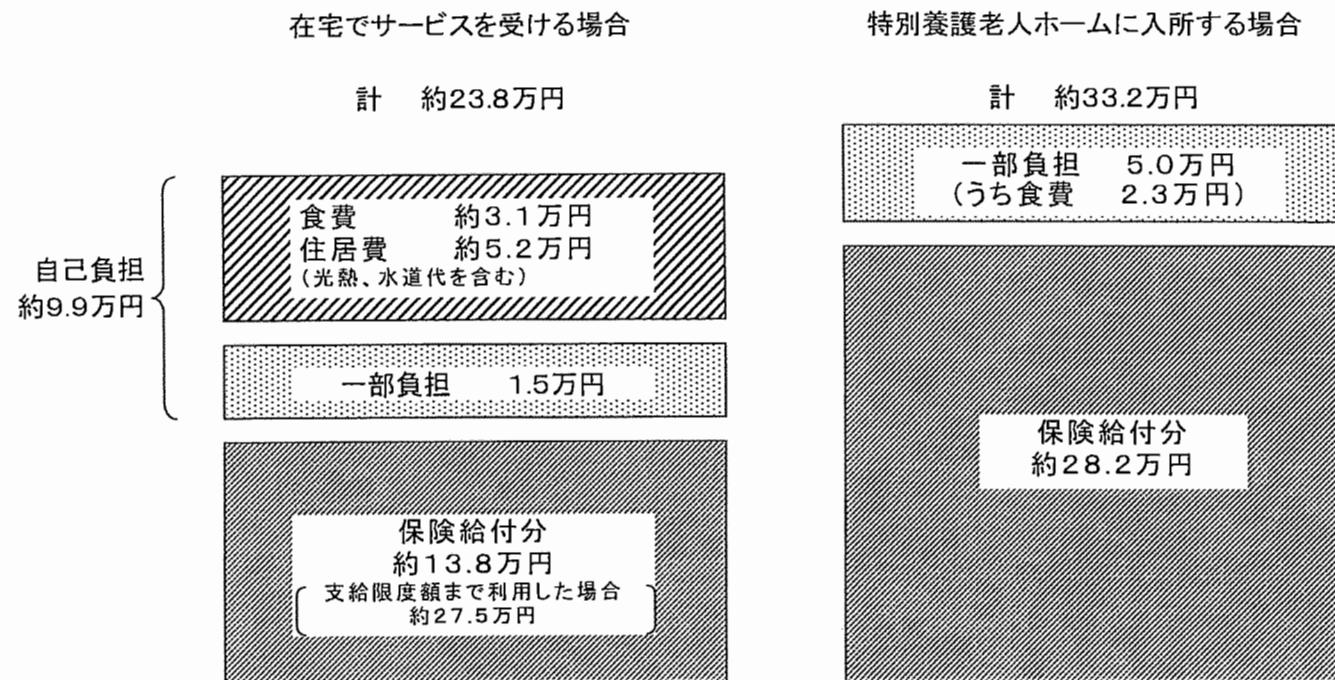
社会保障に係る公費負担等について



社会保障に係る負担 : 78兆円
(対国民所得比 : 21½%)

社会保障に係る負担 : 155兆円
(対国民所得比 : 29½%)

【一人当たりの給付と負担の比較】



(注1) 単身の要介護4の高齢者について比較したもの。

(注2) 「保険給付」及び「一部負担」は、2003年4月～12月サービス分の介護保険からの給付実績の平均値。

(注3) 在宅の「食費」及び「住居費」は、「平成14年家計調査年報」の単身の高齢者(65歳以上)のデータ。「住居費」のうち地代・家賃は持家世帯を除いて推計した。

(注4) 要介護4の在宅サービスの支給限度額は、306,000円(保険給付分 275,400円、一部負担 30,600円)である。

勤労者3人（夫婦子1人）世帯における消費実態と生活保護基準との比較について

家計調査特別集計（平成8年～12年平均）

（単位：月額・円）

年間収入階級	全 平 均	第1～10 ／50分位平均 (第1／5分位)	第1～5 ／50分位平均 (第1／10分位)	第3～5 ／50分位平均	第1～2 ／50分位平均
消費支出額	311,619	224,400	210,769	220,925	195,535
生活扶助相当支出額	207,013	146,126	137,708	143,807	128,559
食 料 費	66,170	50,605	48,893	50,241	46,871
(エンゲル係数)	21.2%	22.6%	23.2%	22.7%	24.0%
教養娯楽費と交通・通信費と 交際費の合計	51,118	33,439	30,769	32,755	27,789

注1 生活扶助相当支出額とは、消費支出額の全体から、生活保護制度中の生活扶助以外の扶助に該当するもの（家賃・地代等＝住宅扶助、教育費＝教育扶助、医療診療代＝医療扶助等）、生活保護制度で基本的に認められない支出に該当するもの（自動車関連経費等）、被保護世帯は免除されているもの（NHK受信料）、最低生活費の範疇になじまないもの（家事使用人給料、仕送り金等）を除いたものである。

注2 交際費は「その他の消費支出」の一部である。

（単位：月額・円）

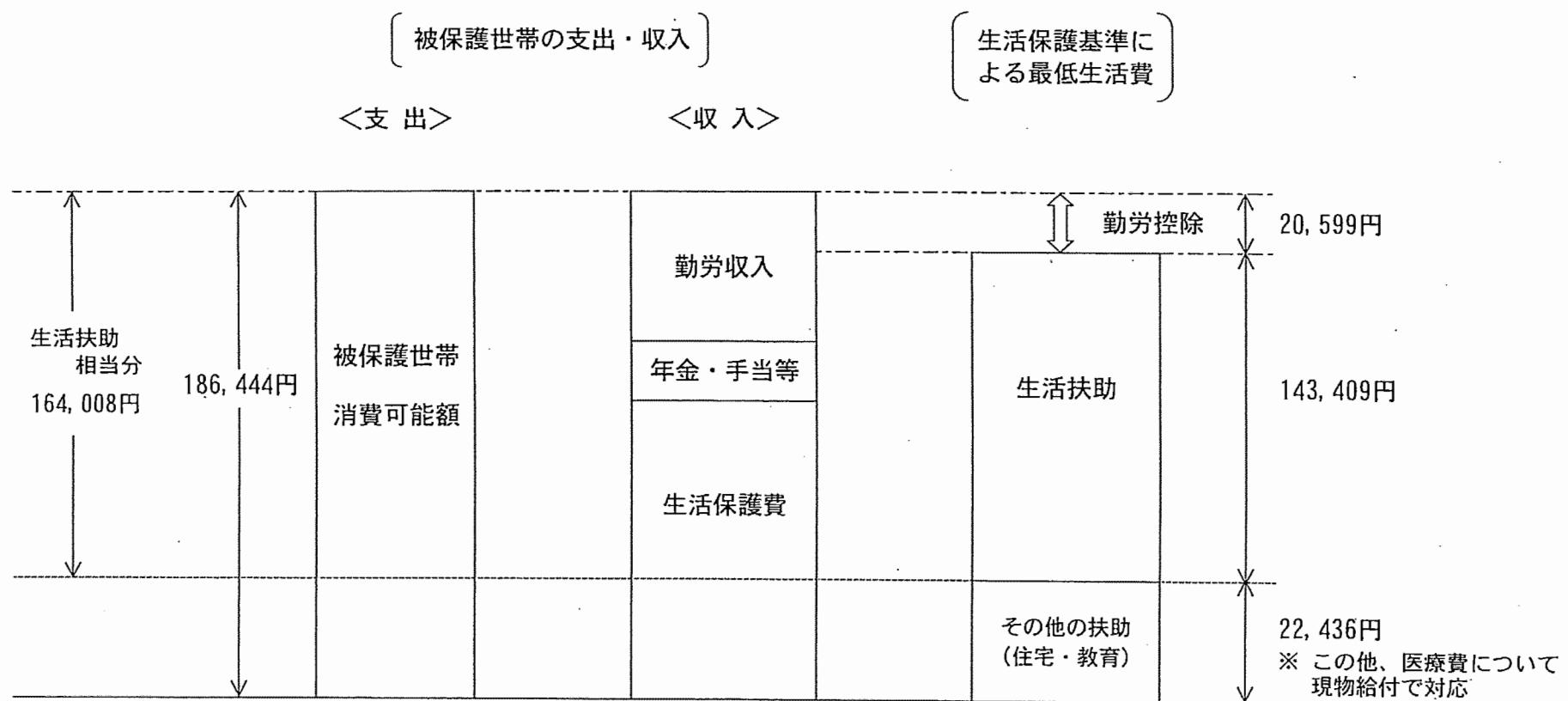
生活保護基準（平成8年～12年平均）	
生活保護基準額	186,444
生活扶助基準額と 勤労控除額との合計	164,008
うち 生活扶助基準額	143,409
うち 勤労控除額	20,599

※ 勤労控除は就労に伴う必要経費を控除するものであり、控除額は就労収入によって異なる。
(15年度上限額：33,260円・収入額8,000円までは全額控除)
なお、上記の勤労控除額 20,599円は、平成8年～12年までの平均控除額である。

◎ 第1～2／50分位と他の分位との間で消費支出額（生活扶助相当）の格差が大きい主な費目（詳細別紙）

- ・食 料 外食・調理食品（1類費）
- ・被服及び履物 洋服（1類費）
- ・教養娯楽 教養娯楽サービス等（1類費・2類費）
- ・交通・通信 通信費（2類費）
- ・その他消費支出 こづかい（1類費）

被保護世帯の支出・収入と生活保護基準との関係



母子世帯における消費実態と生活扶助基準との比較について

(1) 母子世帯(全国、平均)

	全 世 帯	
	母子・子供1人	母子・子供2人
年間収入額 ÷ 12	314,115 円	382,690 円
消費支出額	218,596 円	237,460 円
生活扶助相当支出額	130,310 円	144,772 円
1類費相当支出額	77,439 円	87,373 円
食 料 費	49,871 円	58,087 円
エンゲル係数	22.8 %	24.5 %
2類費相当支出額	52,871 円	57,399 円

	勤 劳 世 带	
	母子・子供1人	母子・子供2人
	308,579 円	350,220 円
	204,876 円	221,177 円
	121,061 円	138,841 円
	73,001 円	85,208 円
	46,819 円	57,839 円
	22.9 %	26.2 %
	48,060 円	53,633 円

(2) 一般世帯(全国、第I-5分位)

	全 世 帯	
	母子・子供1人	母子・子供2人
年間収入額 ÷ 12	105,685 円	98,306 円
消費支出額	123,581 円	153,647 円
生活扶助相当支出額	85,999 円	103,839 円
1類費相当支出額	51,318 円	61,295 円
食 料 費	37,071 円	45,042 円
エンゲル係数	30.0 %	29.3 %
2類費相当支出額	34,681 円	42,544 円

	勤 劳 世 带	
	母子・子供1人	母子・子供2人
	108,692 円	106,087 円
	117,143 円	151,456 円
	78,626 円	104,049 円
	46,754 円	62,726 円
	33,591 円	46,984 円
	28.7 %	31.0 %
	31,872 円	41,323 円

	生活扶助基準額	
	母子・子供1人	母子・子供2人
生活扶助	138,084 円	179,274 円
1類費	69,621 円	103,780 円
加算	21,998 円	23,747 円
(小計)	91,619 円	127,527 円
2類費	46,465 円	51,747 円
再掲：除加算	116,086 円	155,527 円

(3) 一般世帯(全国、第I-10分位)

	全 世 帯	
	母子・子供1人	母子・子供2人
年間収入額 ÷ 12	76,667 円	67,500 円
消費支出額	111,499 円	165,236 円
生活扶助相当支出額	78,733 円	110,720 円
1類費相当支出額	48,494 円	65,271 円
食 料 費	36,709 円	49,577 円
エンゲル係数	32.9 %	30.0 %
2類費相当支出額	30,239 円	45,449 円

	勤 劳 世 带	
	母子・子供1人	母子・子供2人
	85,000 円	77,500 円
	110,397 円	166,945 円
	76,009 円	115,139 円
	47,129 円	70,335 円
	35,073 円	51,326 円
	31.8 %	30.7 %
	28,880 円	44,804 円

	生活扶助基準額	
	母子・子供1人	母子・子供2人
生活扶助	138,084 円	179,274 円
1類費	69,621 円	103,780 円
加算	21,998 円	23,747 円
(小計)	91,619 円	127,527 円
2類費	46,465 円	51,747 円
再掲：除加算	116,086 円	155,527 円

資料：総務省(総務庁)「平成11年全国消費実態調査」

(4) 母子世帯(全国、第Ⅱ-5分位)

	全世帯	
	母子・子供1人	母子・子供2人
年間収入額 ÷ 12	182,625 円	180,618 円
消費支出額	178,529 円	165,849 円
生活扶助相当支出額	112,622 円	108,486 円
1類費相当支出額	66,612 円	68,186 円
食料費	42,579 円	49,387 円
エンゲル係数	23.8 %	29.8 %
2類費相当支出額	46,010 円	40,300 円

	勤労世帯	
	母子・子供1人	母子・子供2人
	181,284 円	181,006 円
	157,459 円	151,266 円
	98,121 円	102,258 円
	58,050 円	63,765 円
	38,599 円	46,099 円
	24.5 %	30.5 %
	40,071 円	38,493 円

	生活扶助基準額	
	母子・子供1人	母子・子供2人
生活扶助	138,084 円	179,274 円
1類費	69,621 円	103,780 円
加算	21,998 円	23,747 円
(小計)	91,619 円	127,527 円
2類費	46,465 円	51,747 円
再掲：除加算	116,086 円	155,527 円

(5) 母子世帯(全国、第Ⅲ-5分位)

	全世帯	
	母子・子供1人	母子・子供2人
年間収入額 ÷ 12	267,514 円	260,190 円
消費支出額	215,224 円	200,532 円
生活扶助相当支出額	130,293 円	131,302 円
1類費相当支出額	74,669 円	79,596 円
食料費	47,586 円	55,997 円
エンゲル係数	22.1 %	27.9 %
2類費相当支出額	55,624 円	51,706 円

	勤労世帯	
	母子・子供1人	母子・子供2人
	241,196 円	245,121 円
	192,784 円	198,357 円
	118,142 円	128,859 円
	72,983 円	79,006 円
	47,409 円	55,442 円
	24.6 %	28.0 %
	45,159 円	49,853 円

	生活扶助基準額	
	母子・子供1人	母子・子供2人
生活扶助	138,084 円	179,274 円
1類費	69,621 円	103,780 円
加算	21,998 円	23,747 円
(小計)	91,619 円	127,527 円
2類費	46,465 円	51,747 円
再掲：除加算	116,086 円	155,527 円

資料：全国消費実態調査特別集計(平成11年)

(参考)

年間収入5分位階級の平均収入額について

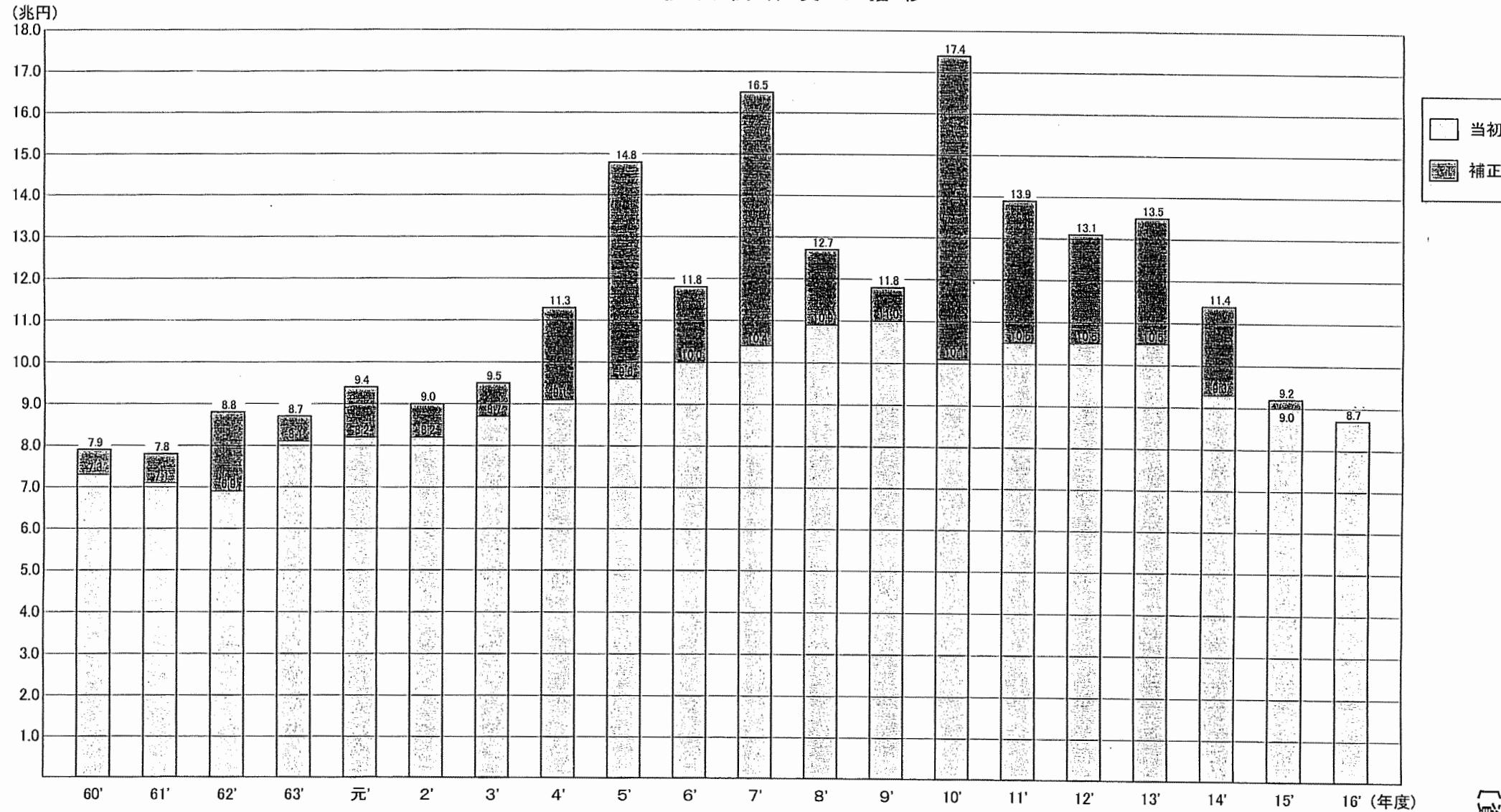
	年間収入5分位階級				
	第1	第2	第3	第4	第5
夫婦2人世帯 (全世帯)	2,803,746	4,435,570	5,736,527	7,676,809	12,970,186
母子2人世帯 (全世帯・子ども1人)	1,268,998	2,189,092	3,205,964	5,065,477	9,113,701

	年間収入5分位階級				
	第1	第2	第3	第4	第5
夫婦2人世帯 (勤労世帯・有業1人)	2,913,076	4,449,991	5,750,619	7,662,307	11,771,730
母子2人世帯 (勤労世帯・子ども1人)	1,304,304	2,175,779	2,895,912	4,507,179	8,762,476

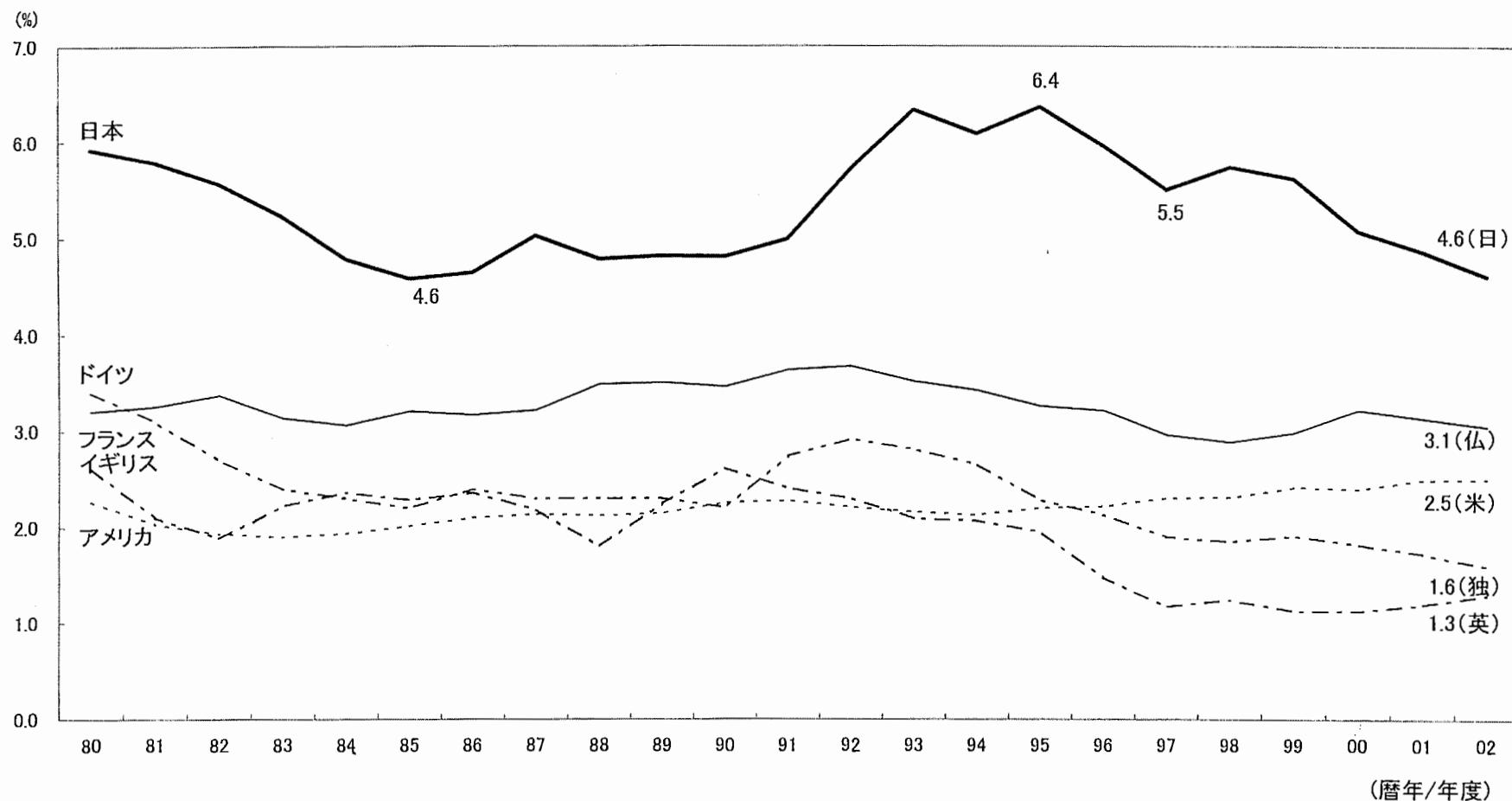
資料：全国消費実態調査特別集計(平成11年)

資料：全国消費実態調査特別集計(平成11年)

公共投資関係費の推移

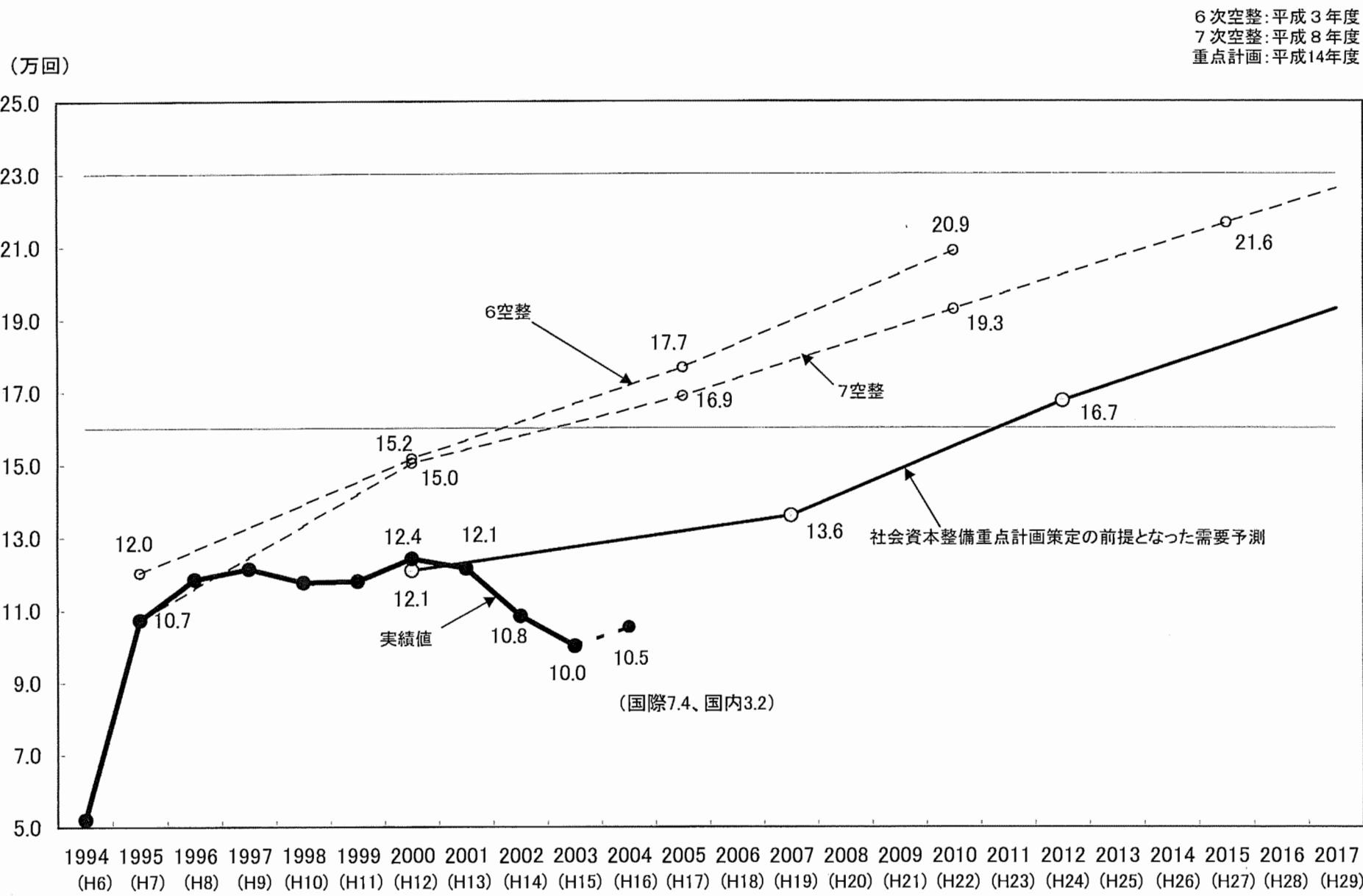


一般政府ベースIgのGDPに占める割合の推移



(注) 1. 日 本: 国民経済計算年報(年度ベース)。
諸外国: OECD National Accounts 2003(暦年ベース)
2. ドイツについては、'90までは西ドイツで、'91以降93SNA

関西国際空港の需要想定 総発着回数の推移



[資料Ⅱ-4-1]

義務教育に関する財政支出の状況

①小中学校に対する公教育費支出の状況

	平成元年	平成14年	元年→14年
児童生徒数(小中学校) (A)	1,488万人	1,072万人	△ 28%
公教育費(小中学校費) (B)	8.6兆円	9.5兆円	+ 11%
(B)/(A)	57.8万円	88.5万円	+ 53%

(注1) 公教育費については、債務償還費を除く。

(注2) 地方教育費調査(平成15年度版)他文部科学省より

②義務教育費国庫負担金の状況

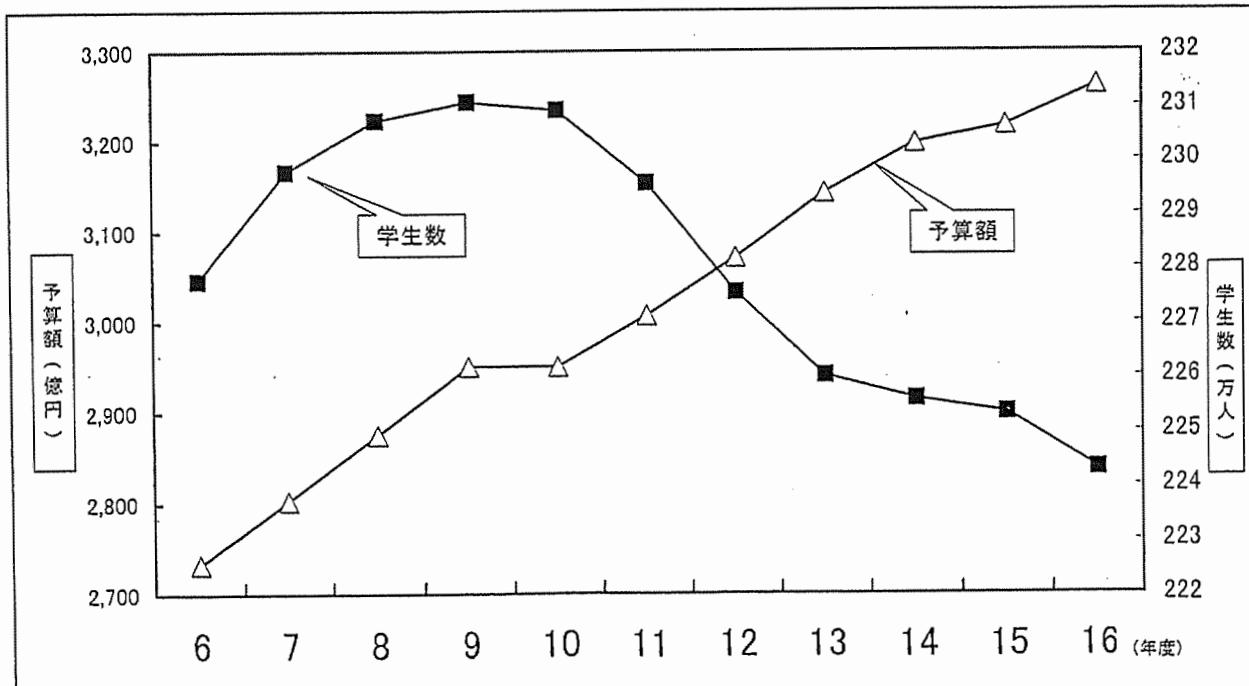
	平成元年	平成15年	元年→15年
公立小中学校の児童生徒数 (A)	1,488万人	1,059万人	△ 29%
義務教育費国庫負担金予算額 (B)	2兆2,045億円	2兆7,879億円	+ 26%
(B)/(A)	14.8万円	26.3万円	+ 78%
教職員定数	76.2万人	70.3万人	△ 8%

(注)元年度の予算額からは、共済費長期給付及び公務災害補償基金負担金を除いている。

私立大学等経常費補助予算と学生数の推移

(単位:億円)

区分	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
私立大学等経常費補助	2,733.5	2,803.5	2,875.5	2,950.5	2,950.5	3,006.5	3,070.5	3,142.5	3,197.5	3,217.5	3,262.5
対前年度増△減額	+78.0	+70.0	+72.0	+75.0	±0.0	+56.0	+64.0	+72.0	+55.0	+20.0	+45.0

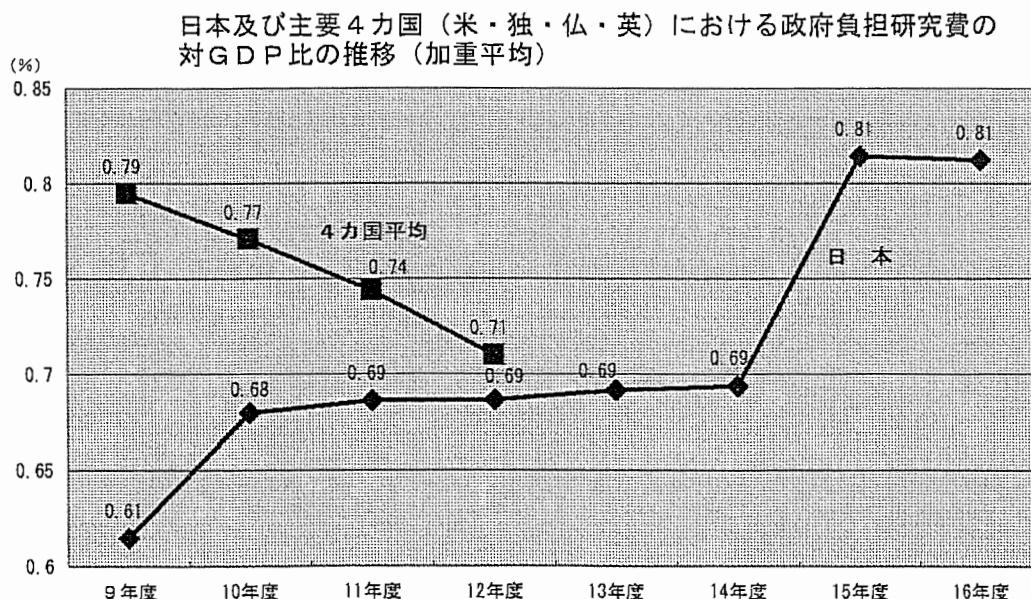


一般歳出、科学技術関係経費と科学技術振興費の推移

(単位：億円、%)

年 度	一 般 岁 出	科 学 技 術 関 係 経 費		科 学 技 術 振 興 費		科 振 費 の 一 般 岁 出 比	
		伸 率	伸 率	伸 率	伸 率		
元	340,805	3.3	18,152	5.8	4,487	7.5	1.3
2	353,731	3.8	19,209	5.8	4,760	6.1	1.3
3	370,365	4.7	20,226	5.3	5,080	6.7	1.4
4	386,988	4.5	21,347	5.5	5,487	8.0	1.4
5	399,168	3.1	22,663	6.2	5,954	8.5	1.5
6	408,548	2.3	23,585	4.1	6,373	7.0	1.6
7	421,417	3.1	24,995	6.0	6,856	7.6	1.6
8	431,409	2.4	28,105	—	7,600	10.8	1.8
9	438,067	1.5	30,026	6.8	8,506	11.9	1.9
10	445,362	1.7	30,322	1.0	8,930	5.0	2.0
11	468,878	5.3	31,567	4.1	9,682	8.4	2.1
12	480,914	2.6	32,843	4.0	10,328	6.7	2.1
13	486,589	1.2	34,685	—	11,208	8.5	2.3
14	475,472	△2.3	35,387	2.0	11,832	5.6	2.5
15	475,922	0.1	35,974	0.3	12,298	3.9	2.6
16	476,320	0.1	36,084	0.3	12,841	4.4	2.7
17 (要求・要望)	512,361	7.6	40,111	11.2	15,677	22.1	3.1

- (注) 1. 平成10年度以降の「一般歳出」は産業投資特別会計繰入れを含めたベース。
 2. 科学技術関係経費は、科学技術振興に寄与するものとして文部科学省が独自に集計しているもので、平成16年度及び平成17年度については速報値。
 3. 科学技術関係経費については、科学技術基本計画の策定に伴い、平成8年度及び平成13年度以降対象経費の範囲が見直されている。
 4. 科学技術振興費は、主として科学技術振興を図るために必要なものとして一般会計に計上される経費。



(注) 日本のデータは14年度までは決算ベース、15,16年度は当初予算ベース（地方を含む）。
 (出典) 科学技術の振興に関する年次報告（平成15年度）他

防衛政策における構造改革

昨年12月の閣議決定 （「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」）	改革の方向性・課題
<p>我が国をめぐる安全保障環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本格的な侵略事態生起の可能性は低下</u> ・ 国際テロや弾道ミサイル等の新たな脅威 ・ 国際社会の平和と安定のための活動が課題 <p>我が国の防衛力の見直し</p> <p>新たな脅威等に実効的に対応できる体制を整備するとともに、 本格的な侵略事態に配意しつつ、<u>従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小等を図る</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上自衛隊は、<u>戦車及び火砲等の規模の縮小等</u> ・ 海上自衛隊は、<u>護衛艦、固定翼哨戒機等の規模の縮小等</u> ・ 航空自衛隊は、<u>作戦用航空機等の規模の縮小等</u> ・ 弾道ミサイル防衛システムの整備 <p>経費の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化</u> ・ 厳しい経済財政事情等を勘案し、<u>防衛関係費を抑制していく</u> ・ <u>このような考え方の下に、新たな中期防を策定し、その総額の限度を定める</u> 	<p>陸上自衛隊</p> <p><u>戦車（944両）、火砲（922門）の縮減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつての着上陸侵攻に備えた戦車・火砲の必要性は減少 <p>自衛官の定員（16万人）の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な着上陸侵攻の可能性が低下していることを踏まえる必要 ・若年者人口（18-26歳）は、10年後には2割減 ・防衛関係費（4.9兆円）の中で人件費（2.1兆円）の占める割合は4割超 <p>海上自衛隊</p> <p><u>護衛艦（54隻）、固定翼哨戒機（80機）の縮減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの対潜戦を重視した整備構想を転換 <p>航空自衛隊</p> <p><u>作戦用航空機（400機）の縮減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの対航空侵攻を重視した整備構想を転換 <p>防衛関係費</p> <p><u>17年度予算も中期防も、防衛関係費を抑制していく必要</u></p> <p>（注）BMD関係経費は、5年間で約5,700億円、全体で約8,500億円（要求ベース）</p>

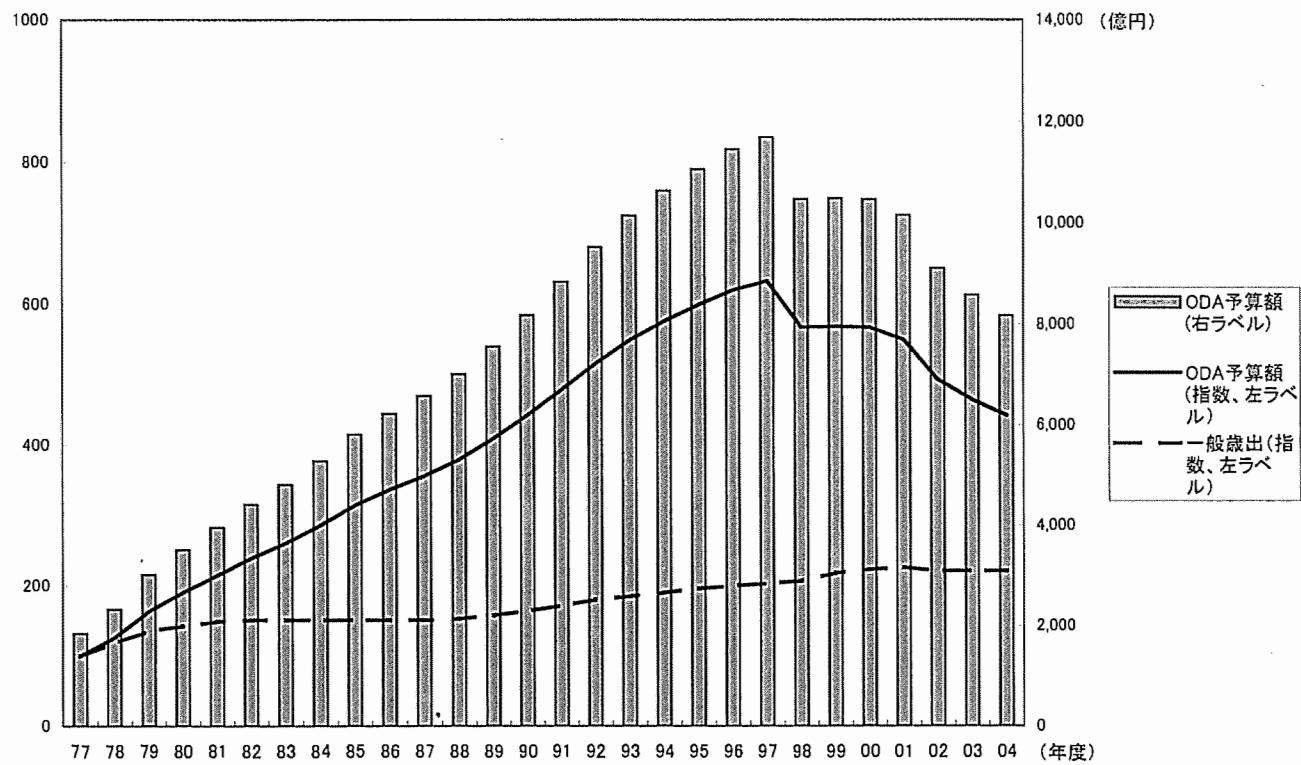
諸外国の動向	自衛官の定数												
<p>主要先進国は冷戦終了後、大幅な兵力縮減を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 1990年から現在までの縮減割合 (主要先進国) (日本) <table border="0" data-bbox="242 424 982 646"> <tr> <td>正規軍の人数</td> <td>▲30~50%</td> <td>▲ 2%</td> </tr> <tr> <td>戦車</td> <td>▲50~60%</td> <td>▲18%</td> </tr> <tr> <td>海上兵力（トン）</td> <td>▲15~20%</td> <td>+30%</td> </tr> <tr> <td>航空兵力（作戦機）</td> <td>▲15~50%</td> <td>+ 4%</td> </tr> </table> 各国の国防費の削減（ピークからボトムまで）は、▲9～18% (日本は、▲1%) 陸軍の人数（日本 14.6万人、英国 11.7万人） 英国では、更に2008年に向けて、規模の縮小と軍の近代化を内容とする防衛力の見直しを公表（陸軍10.2万人へ縮小） ドイツ・米国・中国など各国とも、規模の縮小と軍の近代化を併せて実施 	正規軍の人数	▲30~50%	▲ 2%	戦車	▲50~60%	▲18%	海上兵力（トン）	▲15~20%	+30%	航空兵力（作戦機）	▲15~50%	+ 4%	<p>装備の縮小と併せて、組織のスリム化が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の見直しは、本格的な侵略事態（大規模な陸上戦）の可能性が低下する一方、拡大する自衛隊の任務(注)を踏まえつつ、テロ対策等新たな脅威への対応（小中規模の作戦）を行えるようにするものであり、それに見合った組織の在り方を検討する必要 (注) 平成8年度以降、20本以上の活動関連法を整備 戦車・火砲等の縮減に伴う定員の削減が可能 部隊の配置について、北方重視を見直す必要 防衛関係費を抑制していく中、自衛隊が「存在する」から「機能する」に変わるために、既存の組織・装備等の抜本的見直し・効率化が必要 自衛隊の新たな体制への転換に当たっては、「即応性、機動性、柔軟性、多目的性の向上」とともに、組織・装備等の「スリム化」が必要
正規軍の人数	▲30~50%	▲ 2%											
戦車	▲50~60%	▲18%											
海上兵力（トン）	▲15~20%	+30%											
航空兵力（作戦機）	▲15~50%	+ 4%											

在日米軍駐留経費負担の経緯

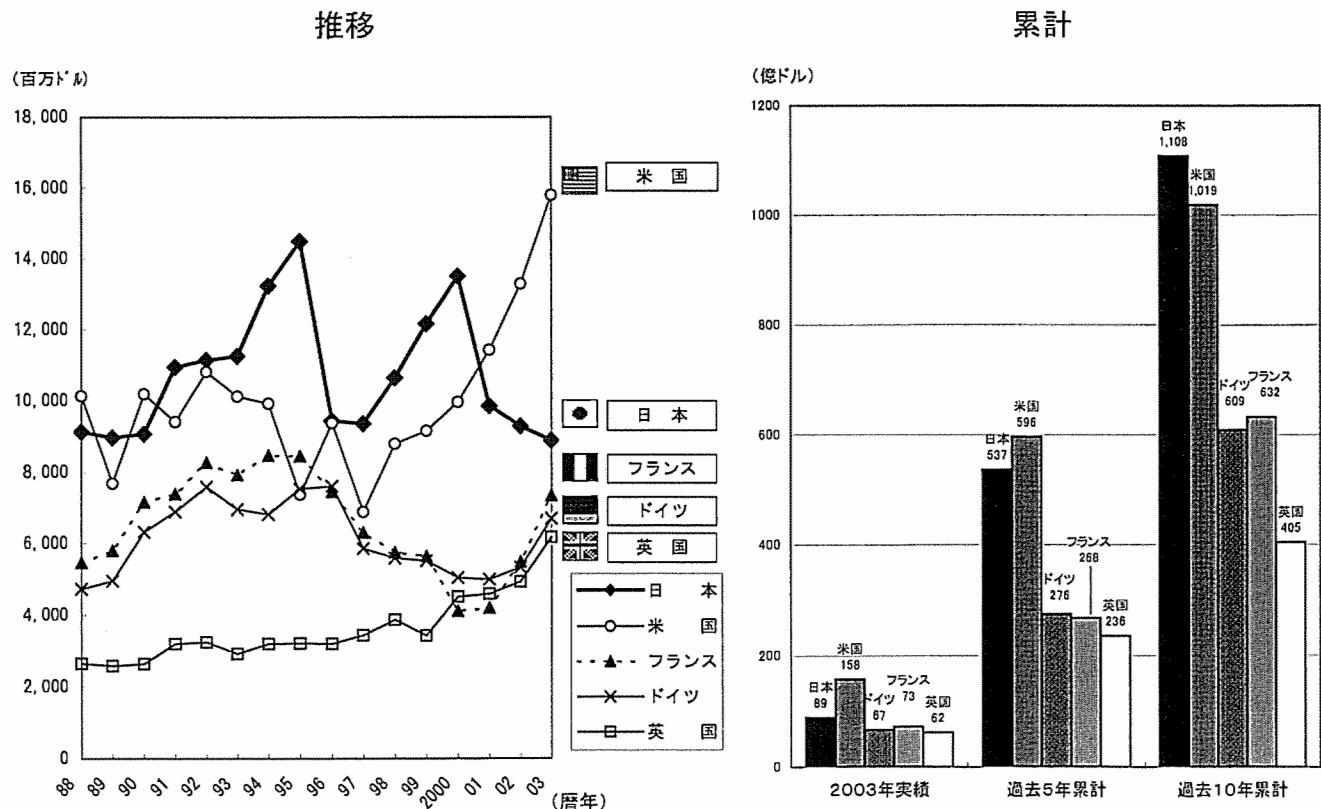
特別協定	平成16年度予算 (2004)			
	訓練移転費	光熱水料等	基本給等	累計
調整手当等 (半額まで)	4 億円	258 億円	1,134 億円	1,396 億円
提供施設整備(FIP) (家族住宅等の新築等)				749 億円
労務費等の一部				296 億円
	「在日米軍駐留経費負担」			
昭53 54 (1978) (1979)	62 (1987)	63 (1988)	平3 (1991)	8 (1996)
				16 (2004)
				2,441 億円

我が国的一般会計ODA予算の推移

(指数:1977年度=100)



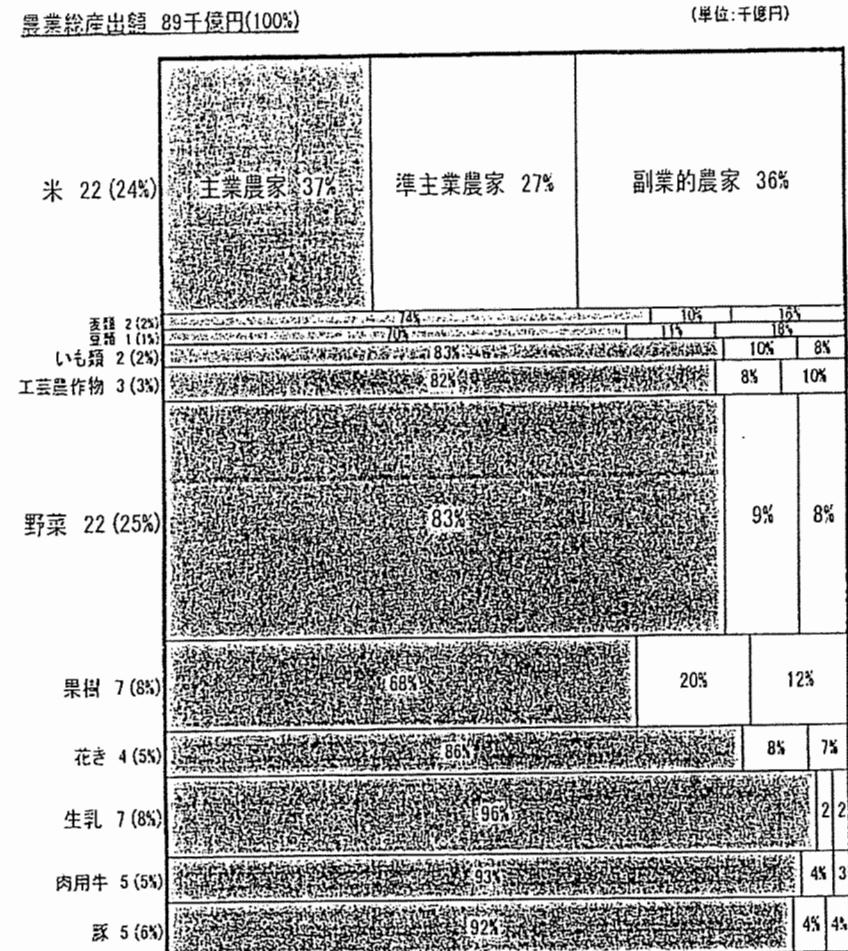
主要国のODA実績



(注) 2003年は日本以外は暫定値

(出典: OECD資料、支出純額ベース)

○作物・畜種別にみた農業総産出額の農家類型別シェア(平成14年)



資料:農林水産省「平成14年農業総産出額(概算)」、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」

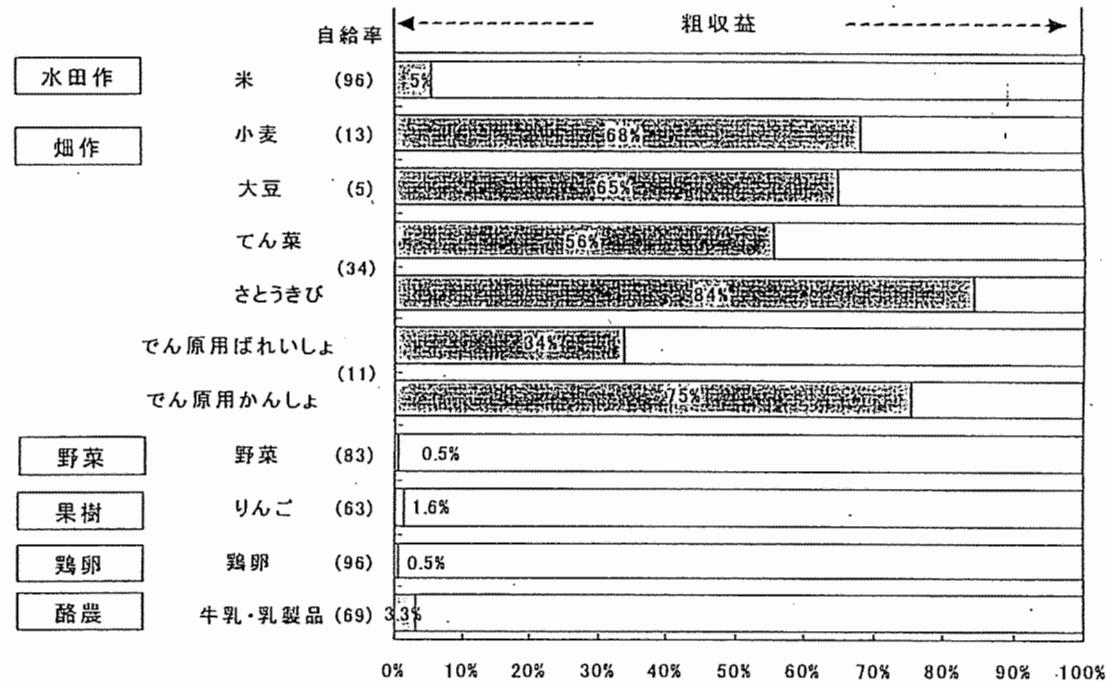
注1:主副業別シェアは、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」より推計。

注2:産出額は概算額である。

注3:主業農家:農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家:農業所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいる農家をいう。

○粗収益に占める価格・経営安定対策による財政負担等の割合(平成14年)

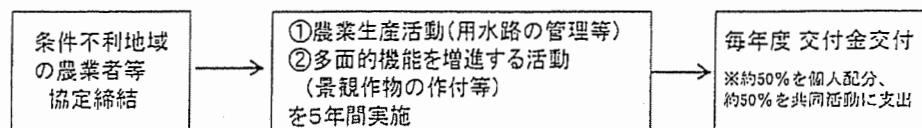


資料:農林水産省調べ

注1:財政負担等とは、一般会計からの支出分のほか、麦における売買差益相当分、いも類における抱合せによるユーザー負担相当分、甘味資源作物における調整金相当分が含まれる。

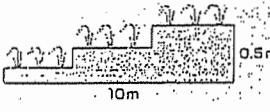
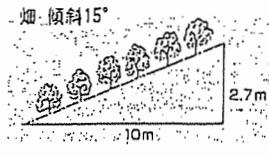
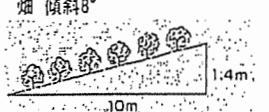
2:米については、生産コスト差を補う国境措置が設定されている。

中山間地域等直接支払制度の概要



〔対象となる地域〕 特定農山村法等地域振興立法8法の指定地域ほか

〔対象となる農用地〕 下記基準に該当する農振農用地内の1ha以上の一団の農用地

○急傾斜地			10a当たりの交付額 田 21,000円 畑 11,500円 草地 10,500円 採草放牧地 1,000円
○緩傾斜地			10a当たりの交付額 田 8,000円 畑 3,500円 草地 3,000円 採草放牧地 300円
○小区画・不整形な田			
○高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地			
○積算気温が低く、草地比率の高い草地			10a当たりの交付額 草地 1,500円

※都道府県知事は、地域の実情に応じて特認基準を定めることができる。

※交付単価は、中山間地域等と平地地域との生産条件の格差の範囲内で設定。

中山間地域等直接支払制度の実施状況

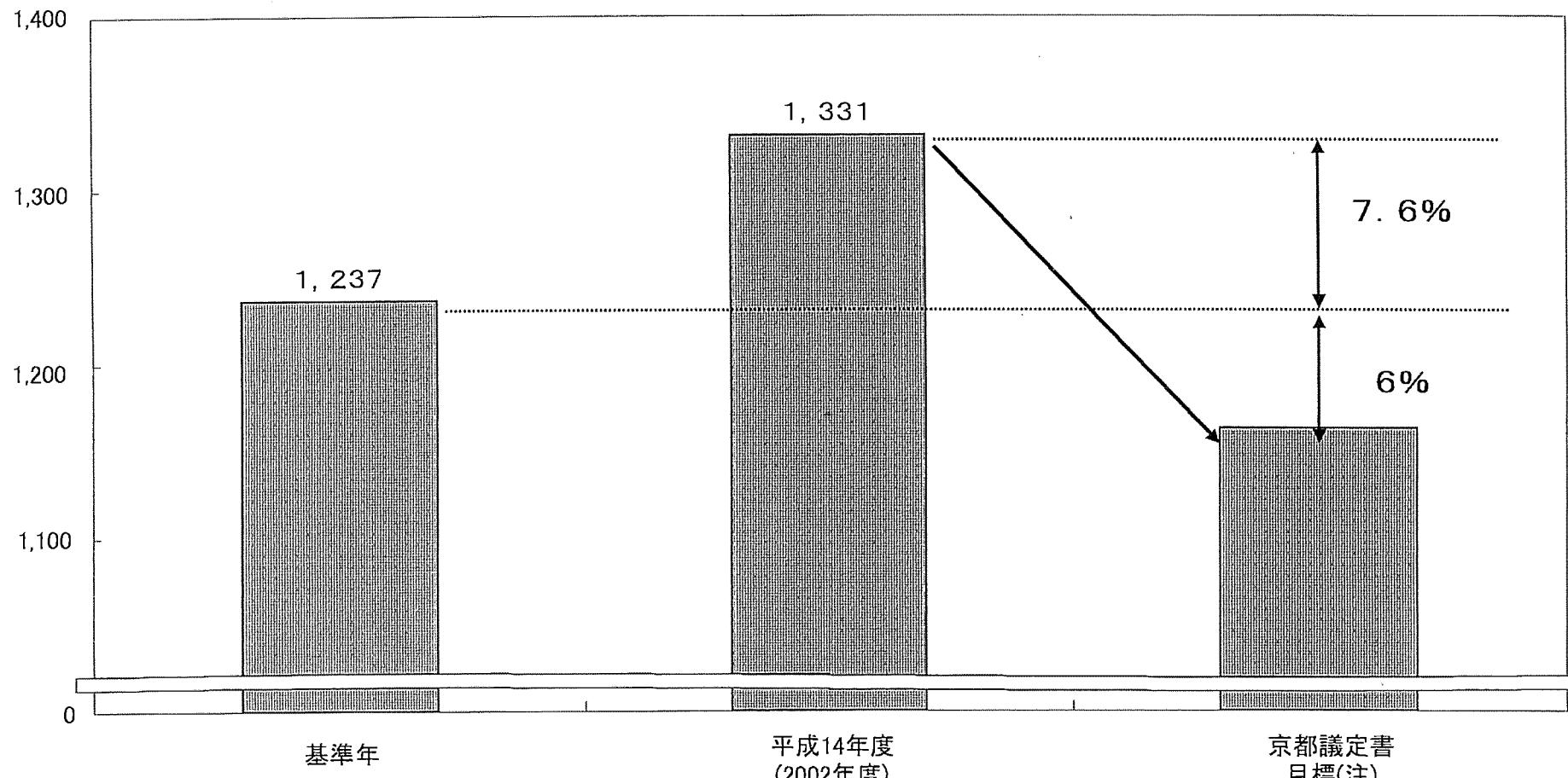
年度	H12	H13	H14	H15	H16	備考
対象市町村数（注1）	2,158	2,122	2,101	2,102		
実施市町村数	1,686	1,913	1,946	1,960		
	78%	90%	93%	93%		
協定締結数	26,119	32,067	33,376	33,775		
集落協定	25,621	31,462	32,747	33,137		
個別協定	498	605	629	638		
対象農用地面積（注2）	79.8万ha	78.2万ha	78.4万ha	78.3万ha		
協定締結面積	54.1万ha	63.2万ha	65.5万ha	66.2万ha		
（協定締結率）	68%	81%	83%	85%		
（参考）耕地面積	483.0万ha	479.4万ha	476.2万ha	473.6万ha		
（協定締結面積の 全耕地面積に対する比率）	11%	13%	14%	14%		
交付額（億円）	419	514	538	546		
うち 国費相当額	203	248	260	264		

(注1) 交付対象となる農用地を有する市町村の数

(注2) 市町村基本方針に定められている対象農用地の面積

我が国の温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス総排出量（百万トンCO₂換算）



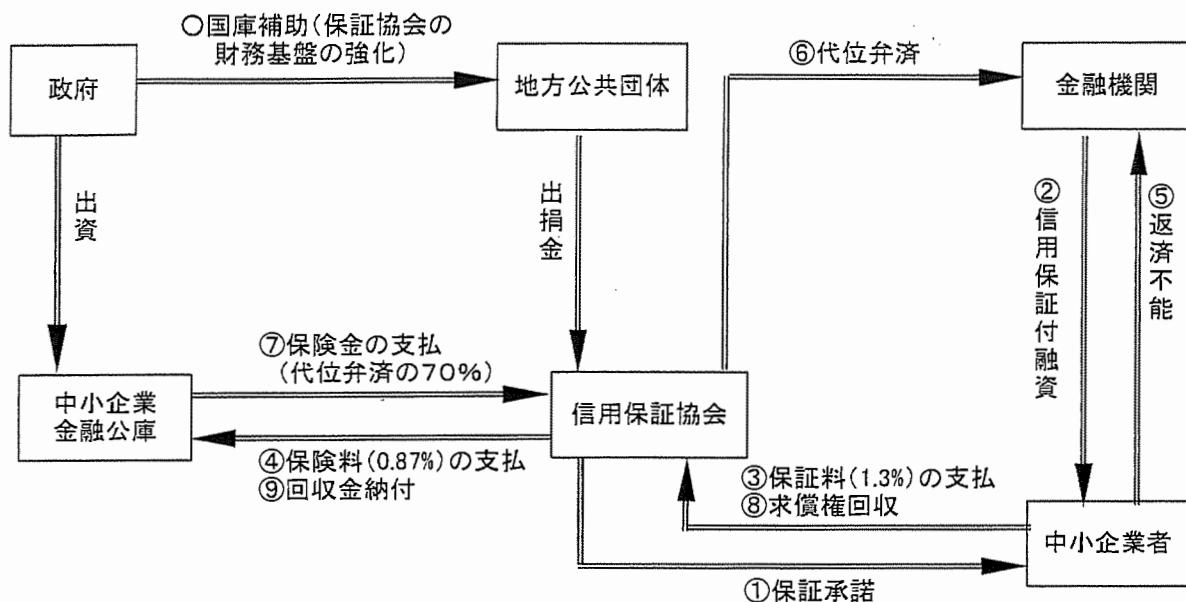
(注)京都議定書の目標は、2008年から2012年の温室効果ガス総排出量を基準年(原則1990年)比6%削減すること。

(注2)京都議定書の発効要件

- ・条約の締結国の55カ国以上が批准(2003年度末で121か国)
- ・排出義務を負う国(先進国)のうち、1990年のCO₂排出量の55%を占める国が批准→ロシアが批准すれば発効

中小企業向け信用保証制度について

1. 中小企業信用保証制度の概要



(注) 上記の保険料、保険金のてん補率及び保証料は、普通保証のケース
保険料、保証料率は、15年4月よりそれぞれ 0.57%→0.87%、1%→1.3%に改定している。

2. 中小企業金融公庫 中小企業信用保険・融資事業に係る収支状況

(単位:億円)

		12年度	13年度	14年度	15年度
保険収支	一般分	▲ 1,896	▲ 2,333	▲ 2,649	▲ 2,006
	うちセーフティネット保証分	▲ 123	▲ 129	▲ 125	▲ 213
	特別分	▲ 2,609	▲ 3,463	▲ 3,399	▲ 2,318
	計	▲ 4,504	▲ 5,796	▲ 6,048	▲ 4,324
その他収支等		▲ 221	▲ 158	▲ 35	227
損益		▲ 4,726	▲ 5,954	▲ 6,083	▲ 4,098
保険準備基金残高		10,009	5,754	3,713	592

(注) 保険収支計欄、損益欄は、四捨五入で計数整理したため不一致がある。

治安に対する国民の意識の変化 ー安全神話の崩壊ー

○日本の国や国民について誇りに思うこと

	H5	H7	H9	H10	H12	H14	H16
第1位	治安のよさ	美しい自然	治安のよさ	歴史と伝統	美しい自然	歴史と伝統	
第2位	長い歴史と伝統			美しい自然	歴史と伝統	美しい自然	
第3位	美しい自然	勤勉さ・才能	美しい自然	すきれた文化・芸術			
第4位	勤勉さ・才能	治安	文化・芸術	治安のよさ	勤勉さ・才能		
第5位	高い教育水準	文化・芸術	勤勉さ・才能	自由で平和な社会			
第6位	文化・芸術	高い教育水準	自由で平和な社会	治安のよさ			
第7位	自由で平和な社会	国民の人情味・義理がたさ	高い教育水準				
⋮							
第12位	国民としてのまとまり						

(注1) 社会意識に関する世論調査(内閣府大臣官房政府広報室調査)

(注2) 平成3年からは12項目(「その他」、「わからない」は除く。)

○身近な生活環境について、今後、特によくなってほしいもの

	H6	H8	H13
第1位	医療・福祉		
第2位	生活環境施設 (道路、下水道、公園等)		
第3位	交通の利便性	自然環境	交通の利便性
第4位	働く場 (雇用機会、労働環境)	交通の利便性	治安のよさ
第5位	自然環境	災害からの安全性	働く場
第6位	教育・文化	働く場	自然環境
第7位	地域社会における人間的つながり		教育・文化
第8位	住宅	教育・文化	災害からの安全性
第9位	災害からの安全性	住宅	地域社会における人間的つながり
第10位	治安のよさ		住宅
第11位			情報通信

(注1) 国土の将来像に関する世論調査(内閣府大臣官房政府広報室調査)

(注2) 平成13年からは11項目(「その他」、「わからない」は除く。)

○悪い方向に向かっているもの

	H9	H10	H12	H14	H16
第1位	景気				
第2位	国の財政	雇用・労働条件			
第3位	自然環境	国の財政	治安		
第4位	雇用・労働条件	国・財政	経済力	國の財政	
第5位	医療・福祉	経済力	社会風潮	治安	自然環境
第6位	物価	治安	物価	社会風潮	
第7位	経済力	社会風潮	教育	自然環境	経済力
第8位	社会風潮	治安	経済力	社会風潮	物価
第9位	資源・エネルギー	教育	物価	教育	防衛
第10位	外交	医療・福祉		教育	
第11位	生活環境	食糧	資源・エネルギー	外交	
第12位	土地・住宅	国民性	生活環境	医療・福祉	
第13位	治安	地・住宅	国民性	防衛	食糧

(注1) 社会意識に関する世論調査(内閣府大臣官房政府広報室調査)

司法制度改革の現状

制度的基盤の整備

民事司法制度の改革

- 民事裁判の充実・迅速化、専門的知見を要する事件への対応強化
 - * 計画審理の推進、証拠収集手段の拡充、専門委員制度の創設
 - * 特許権等関係訴訟事件の専属管轄化
- 知的財産権関係事件への総合的な対応強化
 - * 「知財高裁」の創設
 - * 裁判所調査官の権限の拡大
- 労働関係事件への総合的な対応強化
 - * 労働審判制度の導入
- 家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実
 - * 人事訴訟の家庭裁判所への移管
 - * 簡易裁判所の管轄の拡大
 - * 少額訴訟の訴額の上限の引き上げ

民事執行制度の強化

- 裁判所へのアクセスの拡充
 - * 訴え提起の手数料額の見直し
 - * 民事訴訟等の費用の額の算定方法の簡素化
 - * 裁判所のホームページにおいて、各種手続の案内、申立書式例の提供、ADR機関の紹介
- 司法の行政に対するチェック機能の強化
 - * 行政訴訟制度の見直し
- (審議中)
 - 裁判所へのアクセスの拡充
 - * 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い
 - 裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化
 - * ADR基本法制の整備

刑事司法制度の改革

- 刑事裁判の充実・迅速化
 - * 新たな準備手続の創設、証拠開示の拡充、連日の開廷の確保のための関連諸制度の整備
- 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備
 - * 被疑者段階、被告人段階を通じ一貫した弁護体制の整備
 - * 公的付添人制度に関する意見交換会の開催
- 公訴提起の在り方
 - * 檢察審査会の議決に対する一定の法的拘束力の付与

裁判の迅速化

- * 第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標
- * 最高裁判所は、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を実施

司法ネット構想

- * 民事・刑事一体型のリーガルサービスを提供する制度の創設

人的基盤の拡充

法曹人口の拡大

- 法曹人口の大幅な増加
 - * 平成15年度から司法修習生1200人体制の司法修習を実施

裁判所等の人的体制の充実

- * 平成14年度に、裁判官45人、書記官245人、家裁調査官5人を増員
- * 平成15年度に、裁判官45人、書記官222人、家裁調査官30人を増員
- * 平成16年度に、裁判官52人、書記官192人、家裁調査官15人を増員

法曹養成制度の改革

- 法科大学院
 - * 法科大学院へ裁判官を実務家教員として派遣

- 司法試験
 - * 新司法試験の実施(平成18年から)

- 司法修習
 - * 修習期間を1年に(平成18年から)
 - * 司法修習委員会の設置

(審議中)

- 司法修習
 - * 給費制の在り方

裁判官制度の改革

給源の多様化・多元化

- * 民事調停官・家事調停官制度の創設
- * 弁護士任官の推進
- * 判事補に裁判官の職務以外の多様な法律家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みの整備

裁判官の任命手続の見直し

- * 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置

裁判官の人事制度の見直し

- * 裁判官の人事評価に関する規則の制定

裁判所運営への国民参加

- * 地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会の設置

国民的基盤の確立

国民的基盤の確立

- 刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入
 - * 裁判員制度の導入

国民的基盤の確立のための条件整備

- 司法教育の充実
 - * 出前講義、模擬裁判・模擬調停
- 司法に関する情報公開の推進